

第53期令和2年度第1回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和2年6月30日（火）16：00～
高松サポート合同庁舎南館103会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
- (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- (3) 令和2年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
- (5) その他

3 閉 会

第1回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No.1 第53期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No.5 第53期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No.6 令和2年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No.7 令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.8 令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.9 最低賃金を取り巻く環境の変化
- 資料No.10 香川の賃金概況（令和2年）
- 資料No.11 香川県の雇用情勢（令和2年4月分）、労働市場の動向（令和2年4月）
- 資料No.12 香川県内経済概況（令和2年4月）
- 資料No.13 香川県金融経済概況（2020年6月10日）
- 資料No.14 四国の最低賃金の大幅引上げと地域間格差の是正、コロナ不況下の労働者保護の拡充を求める要請（全国労働組合総連合四国地区協議会）

別途配付資料

- ① 令和2年度版最低賃金決定要覧
- ② 2020（令和2）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ③ 香川働き方改革推進支援センターのご案内
- ④ 「業務改善助成金」のご案内
- ⑤ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑥ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内

第53期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和2年5月8日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表表	あずま けいすけ 東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠池 信宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	香川大学法学部 教授	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松短期大学保育学科 教授	
労働者代表表	おおしま みきとし 大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	
	たき な おこ 瀧 菜穂子	四国労働金庫労働組合香川県支部瀬戸大橋分会 書記長	
	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
使用者代表表	あやだ しょうこ 綾田 正子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	くぼた しんいち 窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	
	しのはら よし ちか 篠原 敬周	今治造船株式会社 人事総務本部丸亀人事総務グループ長	
	ともくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	
	はまだ とおる 濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問	
任命年月日	平成31年4月21日（任期は、令和3年4月20日まで） （※ 窪田委員は令和元年11月25日任命 任期は同じく令和3年4月20日まで） （※ 高塚委員は令和2年5月8日任命 任期は同じく令和3年4月20日まで）		

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3名ずつ合計9名とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1名出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1名は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2名が署名するものとする。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

(会議の公開)

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

(公開の掲示)

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、香川労働局において掲示する。

(傍聴の申込)

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

(抽選)

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

(名簿)

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

(傍聴)

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等の開始10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

第53期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	柴田 潤子	香川大学法学部 教授
労働者代表委員	大島 幹敏	U Aゼンセン香川県支部 支部長
	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長
使用者代表委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事
	篠原 敬周	今治造船株式会社人事総務本部丸亀人事総務グループ長
	濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和2年6月30日

令和 2 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和 2 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和2年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和2年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和3年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和2年度答申要旨の公示日別最短期力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール
 ※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和2年8月		15日		1営業日		7営業日		30日	
答申 (要旨公示)	→	異議申出 締切	→	官報 持込	→	官報 公示	→	発効	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(水)		8月26日(土)	
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(水)		8月26日(土)	
8月3日(月)		8月19日(火)		8月19日(火)		8月28日(金)		8月27日(日)	
8月4日(火)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月31日(月)		8月30日(水)	
8月5日(水)		8月20日(水)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(水)	
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(火)		9月2日(水)		10月2日(金)	
8月7日(金)		8月24日(火)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)	
8月8日(土)		8月25日(火)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)	
8月9日(日)		8月25日(火)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)	
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)	
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)	
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)	
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)	
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)	
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)	
8月16日(日)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)	
8月17日(月)		9月1日(火)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)	
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)	
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)	
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)	
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)	
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)	
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)	
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)	
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月23日(水)		10月23日(金)	
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月24日(木)		10月24日(土)	
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月25日(金)		10月25日(日)	
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月28日(水)		10月28日(水)	
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月28日(水)		10月28日(水)	
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月28日(水)		10月28日(水)	
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月29日(木)		10月29日(木)	



令和2年9月

令和2年9月		15日		1営業日		7営業日		30日	
答申 (要旨公示)	→	異議申出 締切	→	官報 持込	→	官報 公示	→	発効	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		9月30日(水)		10月30日(金)	
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月1日(木)		10月31日(土)	
9月3日(木)		9月18日(金)		9月23日(水)		10月2日(金)		11月1日(日)	
9月4日(金)		9月23日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)	
9月5日(土)		9月23日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)	
9月6日(日)		9月23日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)	
9月7日(月)		9月23日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)	
9月8日(火)		9月23日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)	
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)	
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)	
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)	
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)	
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)	
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)	
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月12日(日)		11月11日(水)	
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月13日(月)		11月12日(木)	
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月14日(水)		11月13日(金)	
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月15日(木)		11月14日(土)	
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月15日(木)		11月14日(土)	
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月15日(木)		11月14日(土)	
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月16日(金)		11月15日(日)	
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月19日(月)		11月18日(水)	
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月20日(火)		11月19日(木)	
9月24日(木)		10月9日(金)		10月12日(日)		10月21日(水)		11月20日(金)	
9月25日(金)		10月12日(日)		10月13日(月)		10月22日(木)		11月21日(土)	
9月26日(土)		10月13日(月)		10月13日(月)		10月22日(木)		11月21日(土)	
9月27日(日)		10月13日(月)		10月13日(月)		10月22日(木)		11月21日(土)	
9月28日(月)		10月13日(月)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)	
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(日)		11月25日(水)	
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(月)		11月26日(木)	

令和2年度答申要旨の公示日別最短期間発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール
 ※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

令和2年9月

15日 答申 (要旨公示)	3営業日 異議申出 締切	7営業日 官報 持込	30日 官報 公示	発効
9月1日(火)	9月16日(水)	9月23日(水)	10月2日(金)	11月1日(日)
9月2日(水)	9月17日(木)	9月24日(木)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月3日(木)	9月18日(金)	9月25日(金)	10月6日(火)	11月5日(木)
9月4日(金)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月5日(土)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月6日(日)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月7日(月)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月8日(火)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月9日(水)	9月24日(木)	9月29日(火)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月10日(木)	9月25日(金)	9月30日(水)	10月9日(金)	11月8日(日)
9月11日(金)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月12日(土)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月13日(日)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月14日(月)	9月29日(火)	10月2日(金)	10月13日(火)	11月12日(木)
9月15日(火)	9月30日(水)	10月5日(月)	10月14日(水)	11月13日(金)
9月16日(水)	10月1日(木)	10月6日(火)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月17日(木)	10月2日(金)	10月7日(水)	10月16日(金)	11月15日(日)
9月18日(金)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月19日(土)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月20日(日)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月21日(月)	10月6日(火)	10月9日(金)	10月20日(火)	11月19日(木)
9月22日(火)	10月7日(水)	10月12日(月)	10月21日(水)	11月20日(金)
9月23日(水)	10月8日(木)	10月13日(火)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月24日(木)	10月9日(金)	10月14日(水)	10月23日(金)	11月22日(日)
9月25日(金)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月26日(土)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月27日(日)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月28日(月)	10月13日(火)	10月16日(金)	10月27日(火)	11月26日(木)
9月29日(火)	10月14日(水)	10月19日(月)	10月28日(水)	11月27日(金)
9月30日(水)	10月15日(木)	10月20日(火)	10月29日(木)	11月28日(土)

令和2年10月

15日 答申 (要旨公示)	3営業日 異議申出 締切	7営業日 官報 持込	30日 官報 公示	発効
10月1日(木)	10月16日(金)	10月21日(水)	10月30日(金)	11月29日(日)
10月2日(金)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月3日(土)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月4日(日)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月5日(月)	10月20日(火)	10月23日(金)	11月4日(水)	12月4日(金)
10月6日(火)	10月21日(水)	10月26日(月)	11月5日(木)	12月5日(土)
10月7日(水)	10月22日(木)	10月27日(火)	11月6日(金)	12月6日(日)
10月8日(木)	10月23日(金)	10月28日(水)	11月9日(月)	12月9日(水)
10月9日(金)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月10日(土)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月11日(日)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月12日(月)	10月27日(火)	10月30日(金)	11月11日(水)	12月11日(金)
10月13日(火)	10月28日(水)	11月2日(月)	11月12日(木)	12月12日(土)
10月14日(水)	10月29日(木)	11月4日(水)	11月13日(金)	12月13日(日)
10月15日(木)	10月30日(金)	11月5日(木)	11月16日(月)	12月16日(水)
10月16日(金)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月17日(土)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月18日(日)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月19日(月)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月20日(火)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月21日(水)	11月5日(木)	11月10日(火)	11月19日(木)	12月19日(土)
10月22日(木)	11月6日(金)	11月11日(水)	11月20日(金)	12月20日(日)
10月23日(金)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月24日(土)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月25日(日)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月26日(月)	11月10日(火)	11月13日(金)	11月25日(水)	12月25日(金)
10月27日(火)	11月11日(水)	11月16日(月)	11月26日(木)	12月26日(土)
10月28日(水)	11月12日(木)	11月17日(火)	11月27日(金)	12月27日(日)
10月29日(木)	11月13日(金)	11月18日(水)	11月30日(月)	12月30日(水)
10月30日(金)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)
10月31日(土)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)



令和2年12月

15日 15日	3営業日 →	眞綿申出 締切	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効	
						15日 (要旨公示)	30日
12月1日 (火)	12月16日 (水)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	2月4日 (木)	2月4日 (木)
12月2日 (水)	12月17日 (木)	12月22日 (火)	12月22日 (火)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	2月5日 (金)	2月5日 (金)
12月3日 (木)	12月18日 (金)	12月23日 (水)	12月23日 (水)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	2月6日 (土)	2月6日 (土)
12月4日 (金)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月5日 (土)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月6日 (日)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月7日 (月)	12月22日 (火)	12月25日 (金)	12月25日 (金)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	2月11日 (木)
12月8日 (火)	12月23日 (水)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	2月11日 (木)
12月9日 (水)	12月24日 (木)	1月4日 (月)	1月4日 (月)	1月14日 (水)	1月14日 (水)	2月13日 (土)	2月13日 (土)
12月10日 (木)	12月25日 (金)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	2月14日 (日)	2月14日 (日)
12月11日 (金)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月12日 (土)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月13日 (日)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月14日 (月)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月15日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月16日 (水)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月17日 (木)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月18日 (金)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月19日 (土)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月20日 (日)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月21日 (月)	1月5日 (火)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	1月20日 (水)	1月20日 (水)	2月19日 (金)	2月19日 (金)
12月22日 (火)	1月6日 (水)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月21日 (木)	1月21日 (木)	2月20日 (土)	2月20日 (土)
12月23日 (水)	1月7日 (木)	1月13日 (水)	1月13日 (水)	1月22日 (金)	1月22日 (金)	2月21日 (日)	2月21日 (日)
12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月14日 (木)	1月14日 (木)	1月25日 (月)	1月25日 (月)	2月24日 (水)	2月24日 (水)
12月25日 (金)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月26日 (土)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月27日 (日)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月28日 (月)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月29日 (火)	1月13日 (水)	1月19日 (月)	1月19日 (月)	1月27日 (火)	1月27日 (火)	2月26日 (金)	2月26日 (金)
12月30日 (水)	1月14日 (木)	1月19日 (月)	1月19日 (月)	1月28日 (火)	1月28日 (火)	2月27日 (土)	2月27日 (土)
12月31日 (木)	1月15日 (金)	1月20日 (水)	1月20日 (水)	2月1日 (月)	2月1日 (月)	3月3日 (水)	3月3日 (水)

令和2年11月

15日 15日	3営業日 →	眞綿申出 締切	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効	
						15日 (要旨公示)	30日
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (木)	11月19日 (木)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月31日 (木)	12月31日 (木)
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	1月1日 (金)	1月1日 (金)
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月24日 (火)	11月24日 (火)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	1月2日 (土)	1月2日 (土)
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月25日 (水)	11月25日 (水)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	1月3日 (日)	1月3日 (日)
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月26日 (木)	11月26日 (木)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)
11月6日 (金)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月7日 (土)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月8日 (日)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月30日 (月)	11月30日 (月)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	1月8日 (金)	1月8日 (金)
11月11日 (水)	11月26日 (木)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	1月9日 (土)	1月9日 (土)
11月12日 (木)	11月27日 (金)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	1月10日 (日)	1月10日 (日)
11月13日 (金)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月14日 (土)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	12月15日 (火)	12月15日 (火)	1月14日 (木)	1月14日 (木)
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	1月15日 (金)	1月15日 (金)
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	1月16日 (土)	1月16日 (土)
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	1月17日 (日)	1月17日 (日)
11月20日 (金)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月21日 (土)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月22日 (日)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	12月22日 (火)	12月22日 (火)	1月21日 (木)	1月21日 (木)
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月14日 (木)	12月14日 (木)	12月23日 (水)	12月23日 (水)	1月22日 (金)	1月22日 (金)
11月25日 (水)	12月10日 (木)	12月15日 (金)	12月15日 (金)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月23日 (土)	1月23日 (土)
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	12月25日 (金)	12月25日 (金)	1月24日 (日)	1月24日 (日)
11月27日 (金)	12月14日 (木)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月28日 (土)	12月14日 (木)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月29日 (日)	12月14日 (木)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月30日 (月)	12月15日 (金)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	1月4日 (月)	1月4日 (月)	2月3日 (水)	2月3日 (水)

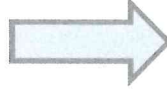
令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 8

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
<p>香川地方 最低賃金審議会</p> <p>31.4.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年7月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理の選出 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 	<p>② 令和元年7月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程 	<p>③ 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程 	<p>④ 令和元年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額818円 (+26円、3.28%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問
<p>運営小委員会</p> <p>元.7.8 委員指名</p>	<p>① 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議 			
<p>公益委員会</p>				
<p>実地視察</p>	<p>令和元年9月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場実地視察 			
<p>香川県最低賃金</p> <p>元.7.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年7月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・生活保護関連資料説明 ・今後の審議日程 	<p>② 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<p>④ 令和元年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・全会一致で結審、令6条5項を適用し答申 本審へ報告 報告内容、時間額818円 (+26円、3.28%アップ) 令和元年10月1日効力発生
<p>専 門 部 会 冷凍調理食品製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額819円 (+26円 3.28%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年9月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額940円 (+25円 2.73%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>船舶製造・修理業、船用機低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額953円 (+25円 2.69%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年10月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額883円 (+21円 2.44%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	

平成19・20年 成長力底上げ戦略推進円卓会議における最低賃金引上げに関する合意



- ・「賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準の整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指す」

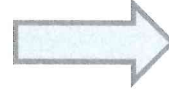
平成20年



最低賃金法改正法の施行

平成22年

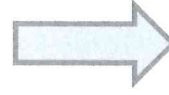
雇用戦略対話における最低賃金引上げに関する合意



- ・2020年までの目標案として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられる。
- ・なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

平成25・26年

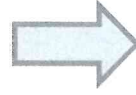
経済の好循環実現に向けた政労使会議取りまとめ



- ・「企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図る」

平成28年

ニッポン一億総活躍プラン、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016の閣議決定



- ・最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す

平成29年

働き方改革実行計画の策定

第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意（平成19年7月9日）

本日、成長力底上げ戦略推進円卓会議の第3回会合が開催され、参加した有識者、産業界・労働界の代表者及び政府関係者は、以下の4点について合意した。

1. 本会議は、働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目的にとりまとめるものとする。
2. 最低賃金法改正案については、上記の趣旨に鑑み、次期国会における速やかな成立が望まれる。
3. 政府は、労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むべきである。
4. 中央最低賃金審議会においては、平成19年度の最低賃金について、これまでの審議を尊重しつつ本円卓会議における議論を踏まえ、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する。

中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について (「円卓合意」(平成20年6月20日)(抄))

2. 最低賃金の中長期的な引上げ

- 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。
 - 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。
 - 成長力底上げ戦略の最終時点(21年度末)において、経済状況等の変化、中小企業の生産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。
 - 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。
- (参考)
- 円卓会議においては、最低賃金引上げに関する「小規模事業所」について、以下のような意見が出された。
- 「小規模事業所」としては、中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に即した「従業員数20人以下」企業として考えるべきである。
 - 中長期的には、高卒初任給の「平均水準」への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は、例えば統計上のデータのある「10人～99人」の企業として考えるべきである。
 - 小規模事業所については弾力的に考えるべきである。

◎新成長戦略における『最低賃金引上げ』については、以下の対応が考えられる。

1. 「2020年までの目標」の設定について

- 目標案としては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられる。
- なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

2. 目標達成に向けての当面の取組について

- 「2020年までの目標」達成に向けた当面の取組としては、2008年の「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体となって取り組むことが考えられる。

3. 弾力的対応について

- 「2020年までの目標」の設定や当面の取組みを進める場合も、経済・雇用情勢や経済成長・生産性動向を踏まえ、3年後に必要な検証を行うなど「弾力的な対応」が必要と考えられる。

4. 中小企業に対する支援等について

- 円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの取組を講じることを検討すべきである。
- 官公庁の公契約においても、最低賃金の引上げを考慮し、民間に発注がなされるべきである。

経済の好循環実現に向けた政労使の取組について(平成25年・26年)

平成25年12月20日 経済の好循環実現に
向けた政労使会議取りまとめ (抄)

1. 賃金上昇に向けた取組

デフレ脱却に向けて経済の好循環を起動させていくためには、まずは経済の好転を企業収益の拡大につなげ、それを賃金上昇につなげていくことが必要である。さらに、このような好循環を日本経済全体に波及させ、持続的なものとしていくことが必要である。

(中略)

賃金は個別労使間の交渉を通じて決定するものである。その上で、政府による好循環実現に向けた環境整備の下、労使は、各企業の経営状況に即し、経済情勢や企業収益、物価等の動向も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。

その際、労働者の将来への安心感を醸成し、賃金上昇を消費拡大につなげていくという観点から、様々な対応を検討する。

2～4 略

平成26年12月16日 経済の好循環実現に
向けた政労使会議取りまとめ (抄)

1. 昨年の政労使会議で取りまとめた取組の継続
平成25年12月20日に取りまとめを行った「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」は、これを踏まえ、引き続き、①賃金上昇に向けた取組、②中小企業・小規模事業者に関する取組、③非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組、④生産性の向上と人材の育成に向けた取組を継続するとともに、フォローアップを今後も行っていくこととする。

2. 賃金上昇等による持続的な好循環の確立

企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。

3～8 略

「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)
(略) 最低賃金については、年率3%程度を目的として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。(以下、略)

経済財政運営と改革の基本方針2016(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

- 第2章 成長と分配の好循環の実現
3. 個人消費の喚起 (1) 賃金・可処分所得の引上げ等
(略) 最低賃金については、年率3%程度を目的として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。(以下、略)

「日本再興戦略2016」(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

- 第二 具体的施策
- Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等
2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等
2-2. 働き方改革、雇用制度改革 (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) 働き方改革の実行・実現
⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備
全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目的として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等について

経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化 (1) 可処分所得の拡大

最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。

「未来投資戦略2017」(抄)(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策

Ⅲ Society5.0に向けた横割課題

3. 人材の育成・活用力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進 ②賃金引上げと労働生産性向上

最低賃金について年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等について

経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

3. 働き方改革の推進

(4) 最低賃金の引上げ等

最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請け事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促す等の取組を行う。

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2 具体的施策

Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり

3. 人材の最適活用に向けた労働市場改革 (3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

③ 最低賃金の引上げ

最低賃金について、年率3%を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、賃金・生産性向上に向けた支援を行うとともに、生活衛生関係事業者向けの収益力向上セミナーなどを推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(3) 所得向上策の推進

② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模企業に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目的として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。

<参考> これまでの閣議決定文書等における最低賃金の引上げ目標

(ニッポン一億総活躍プラン、骨太方針、成長戦略、働き方改革実行計画)

最低賃金については、年率3%程度を目的として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞與其他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別初任給額の推移及び東京都との格差

令和2年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 其他 特別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	千人	
全 国	43.1	12.4	160	13	338.0	307.7	950.9	2218142
北 海 道	44.1	11.9	160	13	308.8	280.8	763.1	71299
青 森 県	44.5	12.6	164	11	258.8	239.0	605.1	19083
岩 手 県	44.4	12.6	163	13	270.6	245.7	666.1	23810
宮 城 県	43.6	12.8	160	13	316.6	287.3	840.7	41535
秋 田 県	44.6	13.6	163	9	263.8	243.9	629.2	19081
山 形 県	43.6	13.6	163	12	270.4	245.3	635.2	22184
福 島 県	43.4	12.5	162	12	288.3	261.1	698.1	34812
茨 城 県	43.0	13.0	159	14	331.7	298.7	961.7	43577
栃 木 県	43.3	13.0	162	16	326.0	292.6	888.0	35786
群 馬 県	43.3	12.7	161	13	319.9	287.4	868.7	42365
埼 玉 県	43.3	11.6	163	14	332.2	301.7	798.2	99292
千 葉 県	43.3	11.5	161	14	334.3	303.1	772.2	82821
東 京 都	42.5	12.2	155	12	408.1	379.0	1306.5	367414
神 奈 川 県	43.4	12.5	159	15	376.5	341.1	1084.2	113766
新 潟 県	43.3	13.3	163	12	289.3	263.6	716.0	43901
富 山 県	43.5	12.6	164	11	302.6	277.1	766.4	20579
石 川 県	43.8	13.2	163	12	309.4	282.8	869.8	21901
福 井 県	43.1	12.9	165	12	302.9	276.4	823.1	16502
山 梨 県	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3	915.1	12842
長 野 県	44.1	13.0	164	13	312.0	283.5	854.6	40732
岐 阜 県	42.8	12.1	165	14	312.3	282.8	856.4	32083
静 岡 県	43.4	12.7	162	14	318.1	287.1	873.7	61873
愛 知 県	42.2	13.3	159	17	360.4	318.5	1123.2	194522
三 重 県	42.4	13.2	160	16	335.6	296.3	954.0	32674
滋 賀 県	42.6	12.9	161	16	337.1	298.8	995.3	27956
京 都 府	43.1	11.6	161	13	332.0	301.0	912.9	43846
大 阪 府	42.9	12.4	159	13	362.2	332.2	1068.0	148153
兵 庫 県	42.5	12.0	160	14	338.9	305.3	944.0	74199
奈 良 県	43.1	12.2	163	12	331.4	304.4	815.4	13187
和 歌 山 県	42.9	12.4	164	12	307.2	278.5	829.0	12394
鳥 取 県	43.2	12.1	164	9	270.9	251.6	626.2	9654
島 根 県	43.6	12.6	162	12	283.9	258.6	723.5	12133
岡 山 県	43.1	12.6	161	14	313.3	280.6	862.1	34629
広 島 県	43.5	13.2	161	13	329.9	301.1	910.4	42157
山 口 県	43.4	12.4	161	13	309.0	279.0	872.8	24541
徳 島 県	43.6	12.8	162	11	298.8	275.4	785.4	9885
香 川 県	43.3	12.3	162	13	298.6	272.6	798.6	17756
愛 媛 県	43.9	12.2	163	12	284.4	259.8	728.8	22936
高 知 県	43.7	11.9	162	10	286.4	266.0	627.7	10606
福 岡 県	42.9	11.5	161	12	316.9	290.5	857.5	73751
佐 賀 県	44.0	12.0	163	13	272.8	249.4	645.2	14277
長 崎 県	44.0	11.8	162	12	274.7	249.6	689.1	23246
熊 本 県	43.8	11.5	164	11	281.0	258.8	697.8	30335
大 分 県	44.1	11.6	162	11	284.6	260.3	725.1	21315
宮 崎 県	43.9	11.6	162	10	263.3	243.0	631.7	15718
鹿 児 島 県	44.0	12.0	164	11	279.4	257.3	697.0	21755
沖 縄 県	43.2	10.6	161	10	269.6	251.3	538.6	19281

資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

は前年度より増加

は前年度より減少

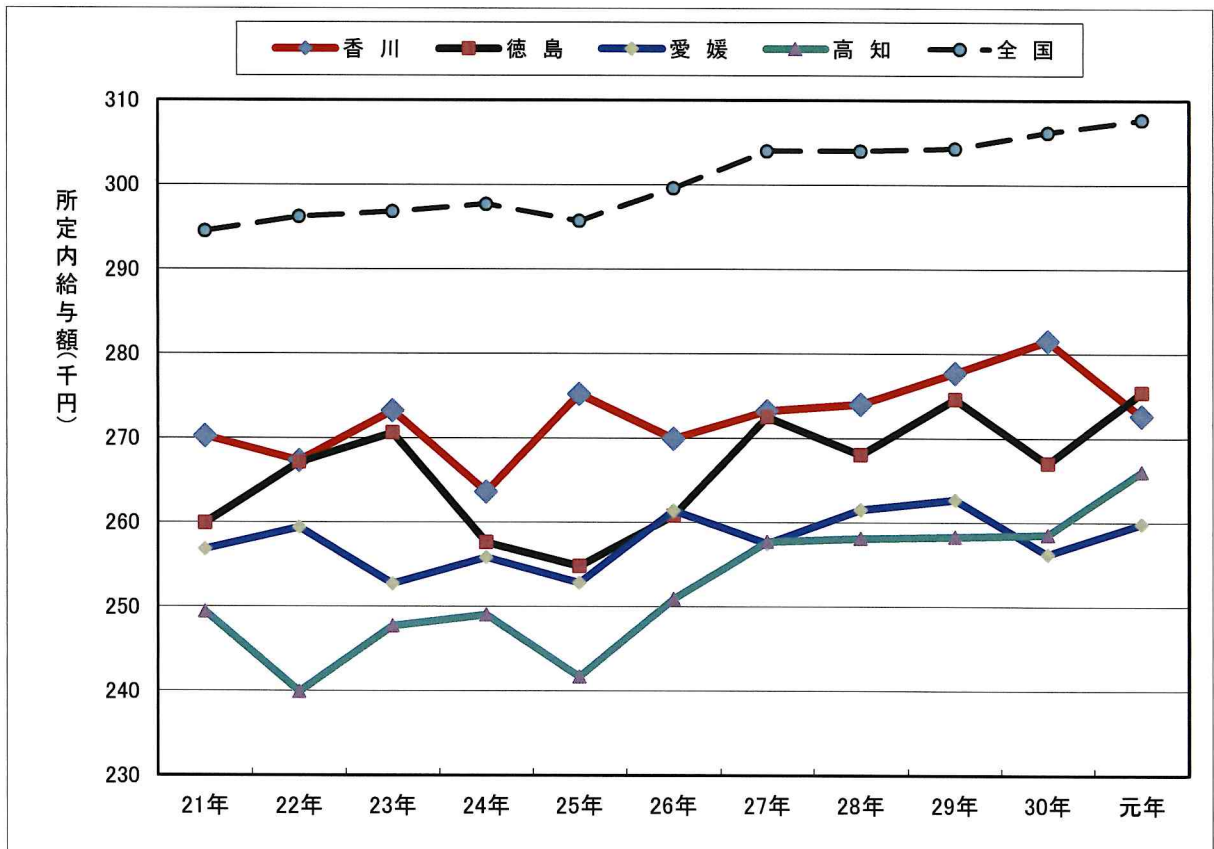
3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

産業計・規模計 (単位:千円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	270.2	267.3	273.2	263.6	275.2	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6
徳島	259.9	267.1	270.6	257.6	254.8	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4
愛媛	256.8	259.4	252.7	255.8	252.8	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8
高知	249.4	239.9	247.7	249.0	241.7	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0
全国	294.5	296.2	296.8	297.7	295.7	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

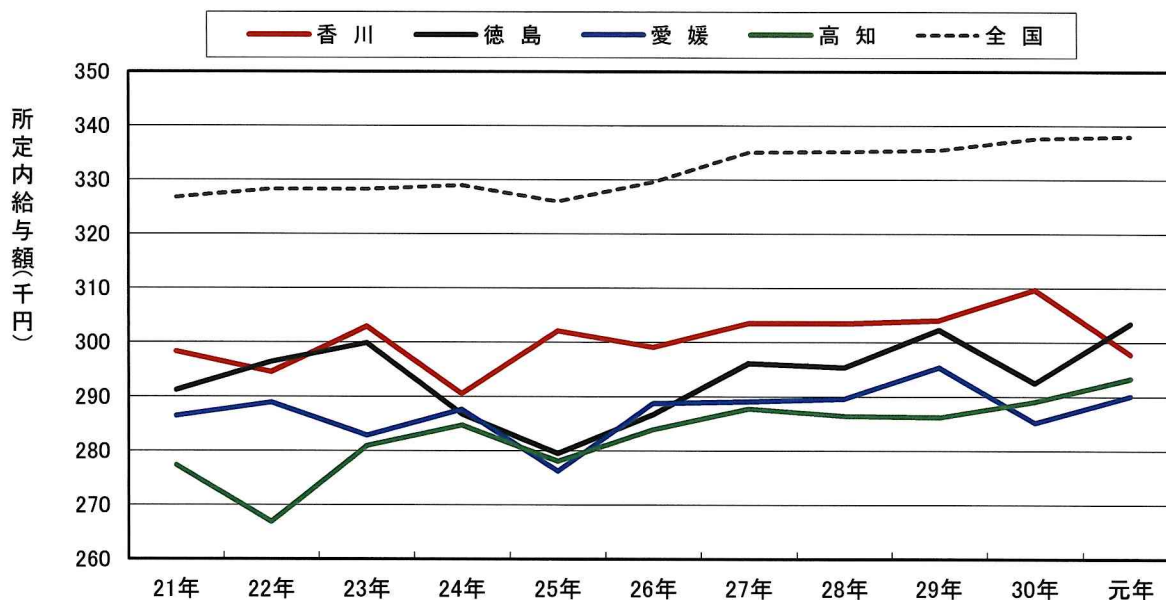


男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	298.3	294.5	302.9	290.5	302.1	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8
徳島	291.2	296.4	299.9	286.8	279.5	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5
愛媛	286.4	288.9	282.8	287.6	276.2	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1
高知	277.3	266.9	280.9	284.7	278.0	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3
全国	326.8	328.3	328.3	329.0	326.0	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

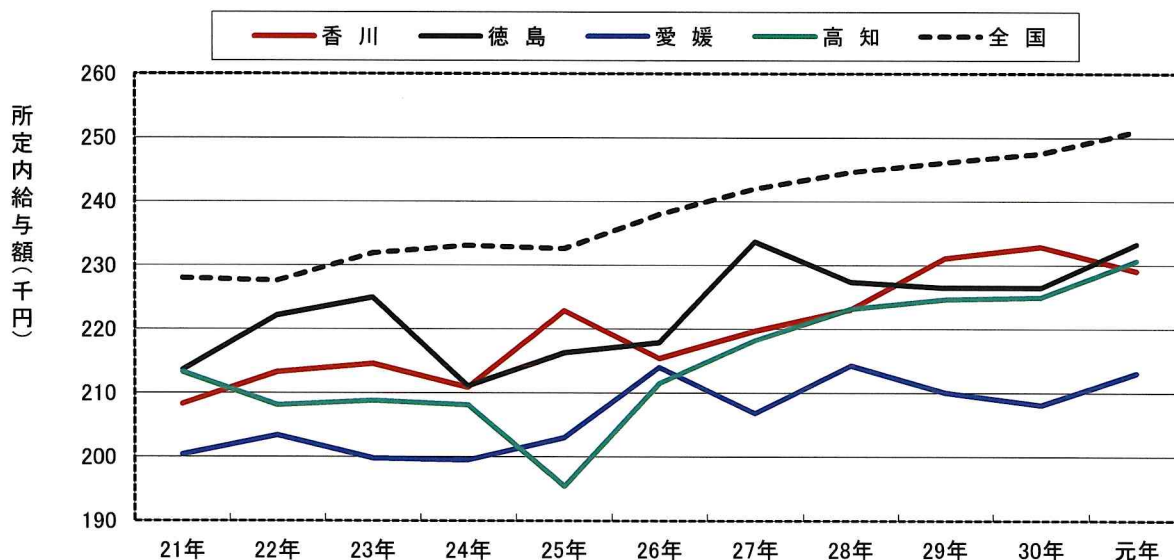


女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	208.3	213.3	214.6	210.9	222.9	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1
徳島	213.6	222.2	225.0	211.1	216.3	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3
愛媛	200.4	203.4	199.8	199.5	203.0	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1
高知	213.3	208.1	208.8	208.1	195.4	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7
全国	228.0	227.6	231.9	233.1	232.6	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



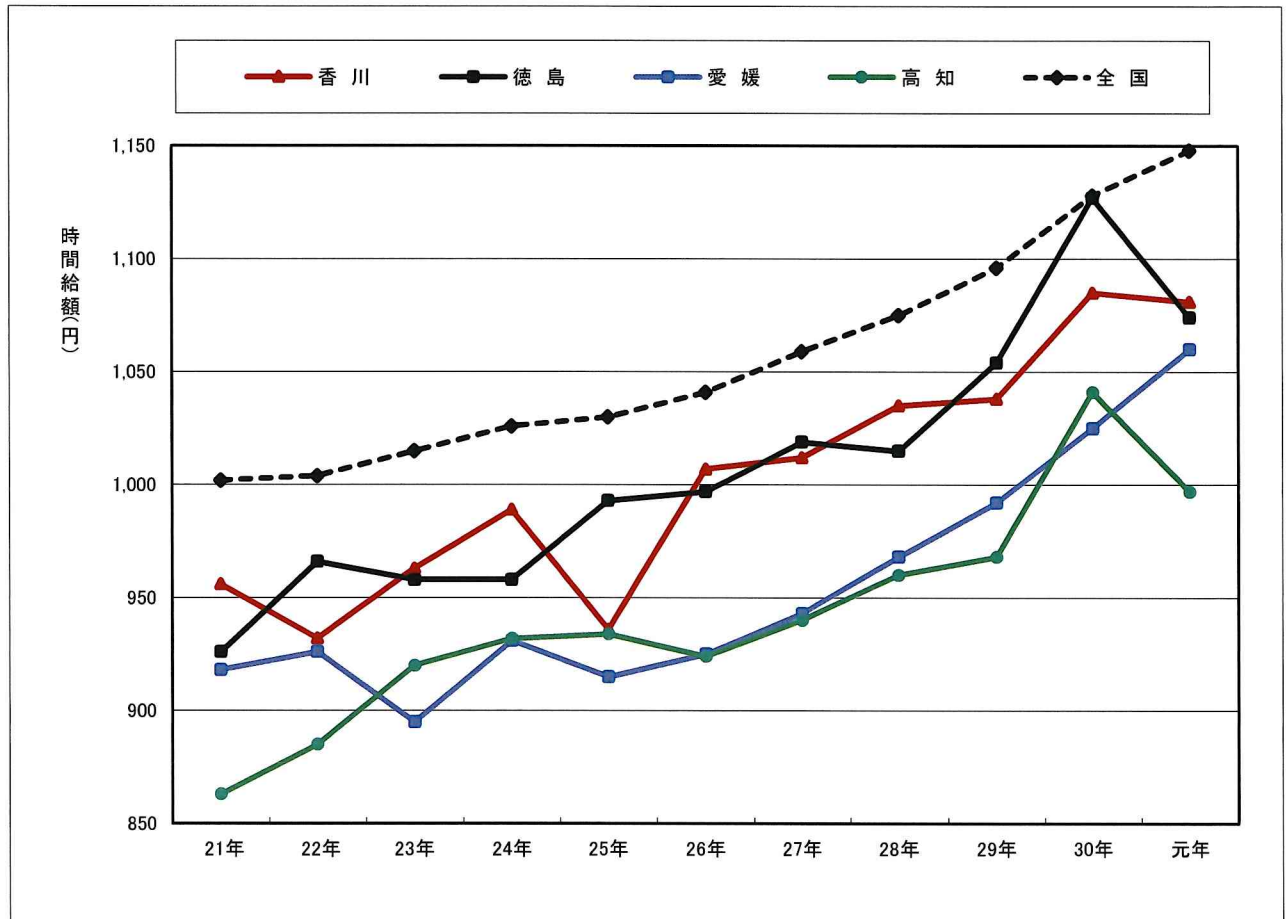
4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

男女計

産業計・企業規模計 (単位：円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	956	932	963	989	936	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081
徳島	926	966	958	958	993	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074
愛媛	918	926	895	931	915	925	943	968	992	1,025	1,060
高知	863	885	920	932	934	924	940	960	968	1,041	997
全国	1,002	1,004	1,015	1,026	1,030	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

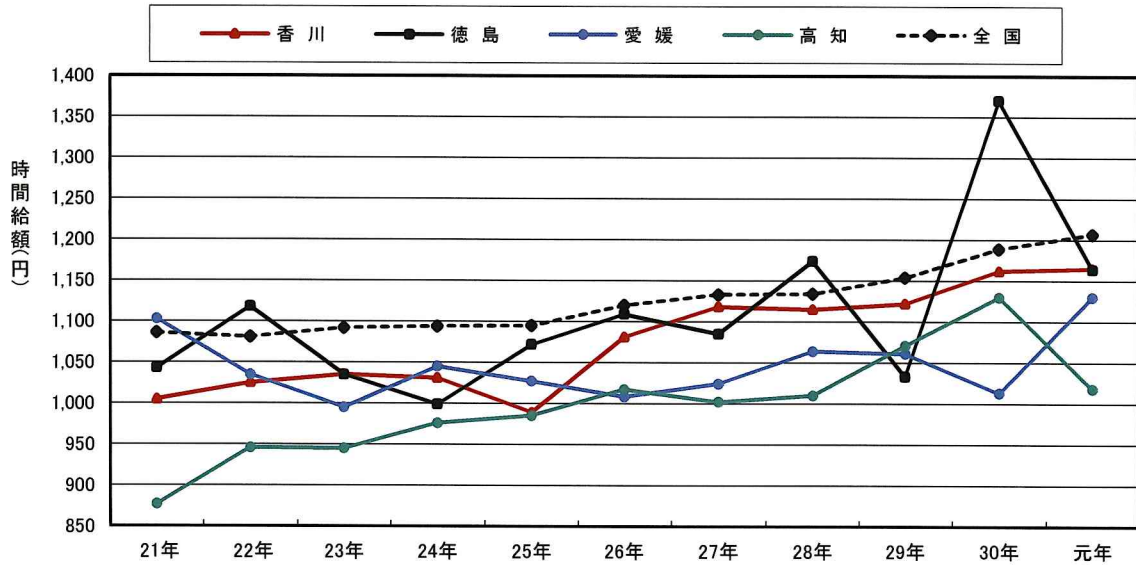


男性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	1,005	1,025	1,035	1,031	989	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165
徳島	1,043	1,118	1,035	999	1,072	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164
愛媛	1,103	1,035	995	1,045	1,027	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130
高知	877	946	945	976	985	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018
全国	1,086	1,081	1,092	1,094	1,095	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207

資料出所：厚生労働省「賃金基本統計調査」

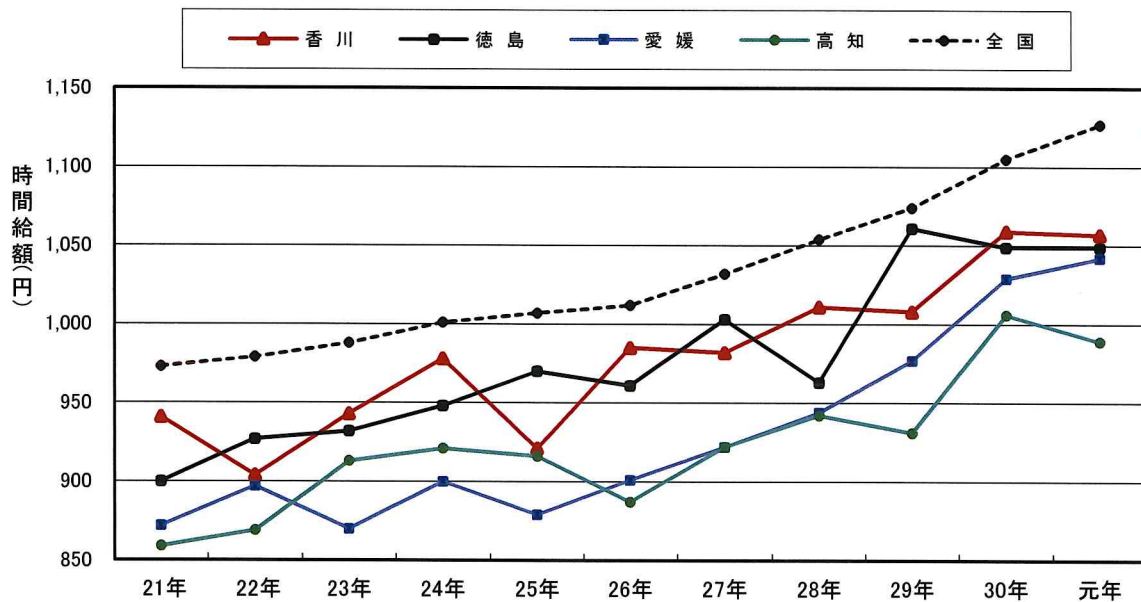


女性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
香川	941	904	943	978	921	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057
徳島	900	927	932	948	970	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049
愛媛	872	897	870	900	879	901	922	944	977	1,029	1,042
高知	859	869	913	921	916	887	922	942	931	1,006	989
全国	973	979	988	1,001	1,007	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127

資料出所：厚生労働省「賃金基本統計調査」



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和元年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	48.4	5.5	15.9	5.2	1,165	44.7	47.5	6.3	17.0	5.2	1,057	28.7
製 造 業	64.5	10.0	17.2	6.0	1,142	55.2	49.8	8.1	18.3	5.6	961	51.3
卸売・小売業	40.6	4.9	17.4	4.9	1,050	31.6	47.0	6.4	17.4	5.2	962	22.3
宿泊業、飲食 サービス業	30.6	2.6	12.6	4.9	962	2.0	39.1	4.9	15.0	5.1	946	6.3
サービス業	55.2	4.9	16.4	5.6	1,051	42.4	48.7	4.3	18.0	5.8	988	5.7

資料出所 : 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

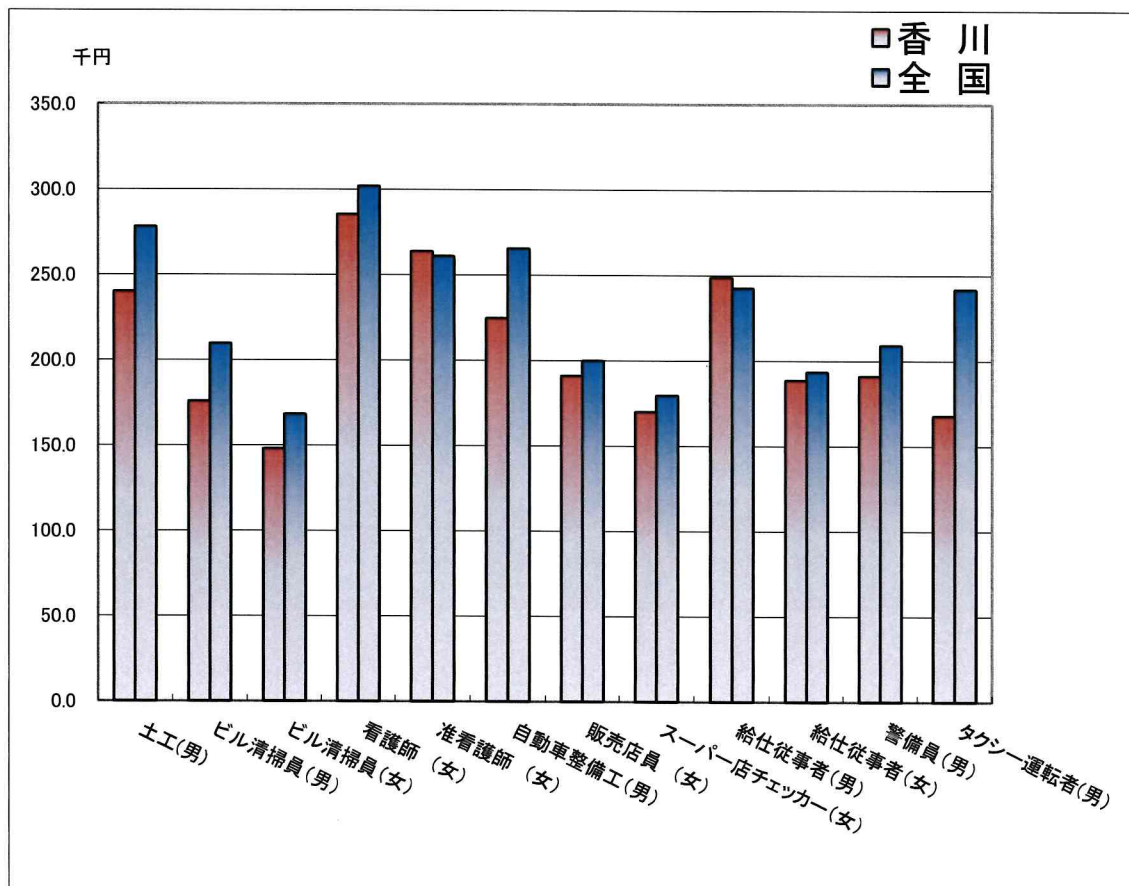
6 職種別所定内給与額

令和元年 産業計・企業規模計（単位：千円）

職 種	香 川	全 国
土工(男)	239.8	277.9
ビル清掃員(男)	175.7	209.5
ビル清掃員(女)	147.9	168.1
看護師 (女)	285.2	301.8
准看護師 (女)	263.6	260.7
自動車整備工(男)	224.5	265.3
販売店員 (女)	190.9	199.7
スーパー店チェッカー(女)	169.8	179.3
給仕従事者(男)	248.6	242.3
給仕従事者(女)	188.4	193.3
警備員(男)	190.8	208.9
タクシー運転者(男)	167.6	241.6

資料出所：厚生労働省「賃金基本統計調査」

※ 所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。)のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



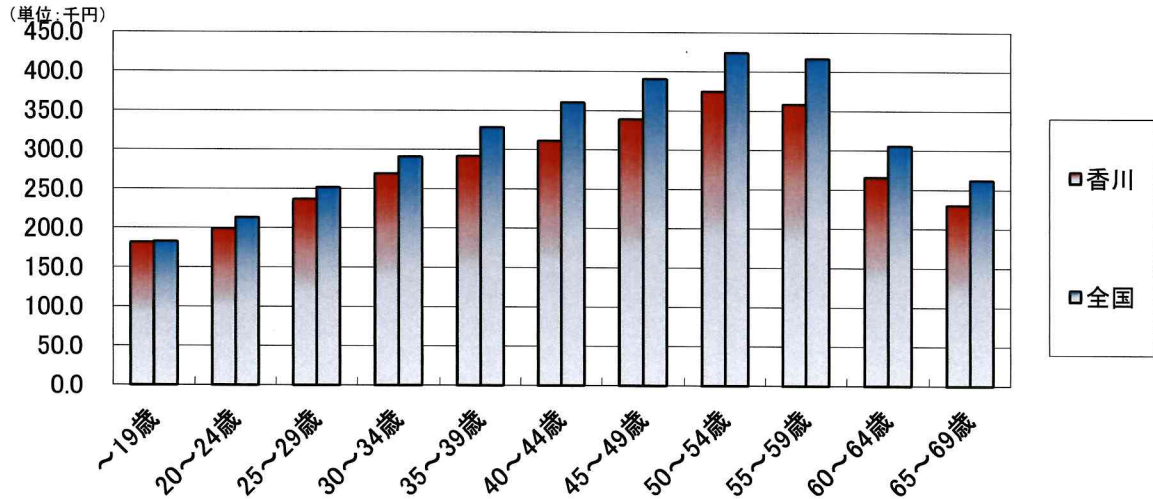
7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

男性

産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	181.4	199.0	236.5	269.3	291.6	311.1	338.8	374.5	358.1	265.3	230.0
全国	182.8	213.4	251.6	290.8	328.4	360.1	390.4	423.7	416.6	305.5	261.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

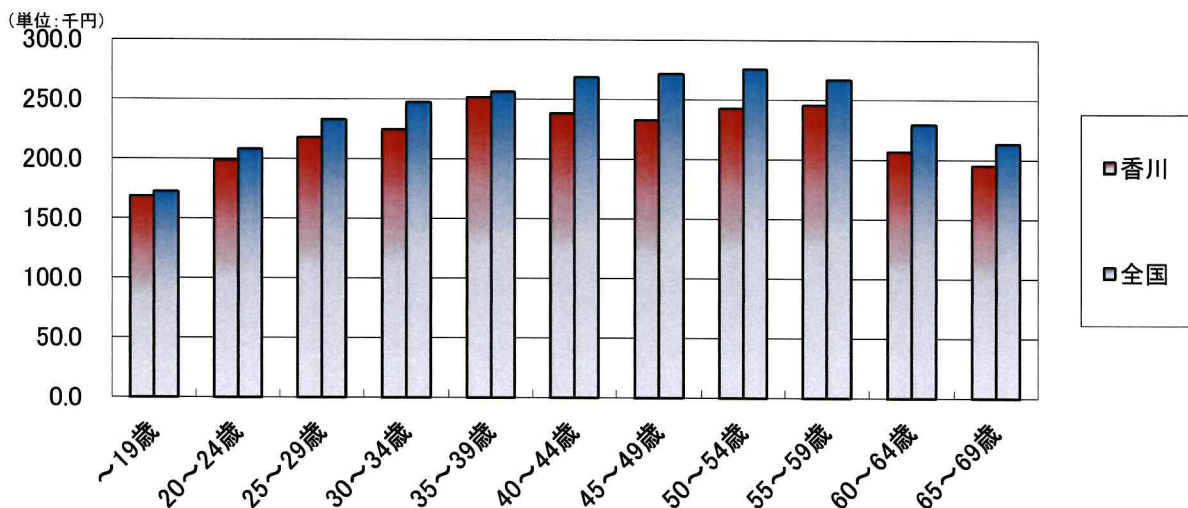


女性

産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	168.4	198.5	217.8	224.5	251.6	238.2	232.8	242.6	245.5	206.7	195.1
全国	172.4	208.1	232.9	247.4	256.2	268.6	271.6	275.8	266.8	229.5	213.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



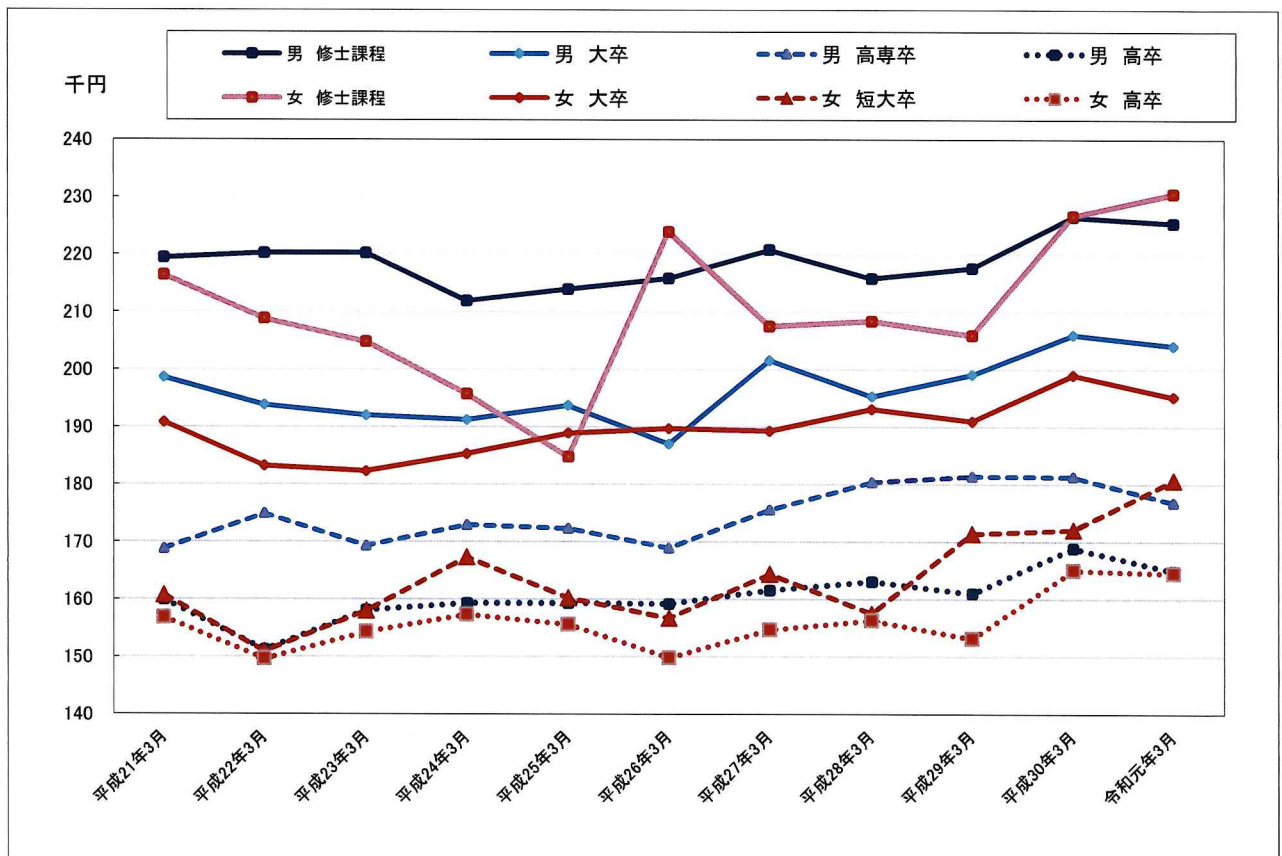
8 香川県の男女別学歴別初任給額の推移及び東京都との格差

産業計・企業規模計 (格差:東京=100)

卒業年月	男								女							
	修士課程終了		大学卒		高専・短大卒		高校卒		修士終了		大学卒		高専・短大卒		高校卒	
	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0
平成24年3月	211.9	92.0	191.2	92.0	172.9	96.0	159.3	97.0	195.7	83.0	185.3	90.0	167.3	95.0	157.3	95.0
平成23年3月	220.2	87.0	192.0	85.0	169.3	87.0	158.1	96.0	204.8	78.0	182.3	84.0	158.0	82.0	154.3	96.0
平成22年3月	220.2	96.0	193.8	91.0	174.9	95.0	151.2	91.0	208.8	92.0	183.2	91.0	150.9	82.0	149.6	92.0
平成21年3月	219.4	93.0	198.6	94.0	168.8	92.0	159.9	93.0	216.4	92.0	190.8	93.0	160.7	86.0	156.8	93.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※ 初任給額は、通常の勤務をした新規学卒者の所定内給与額(所定内労働時間に対して支払われる賃金であって、基本給のほか諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない。)から通勤手当を除いたものであり、新規学卒採用者による加重平均である。



香川県の雇用情勢（令和2年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.42倍**（前月差 ▲0.17ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.12倍**（前年同月差 ▲0.18ポイント）
- 雇用情勢判断 「**求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある**」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.17ポイント低下。106か月連続で1倍台(全国第6位、全国1.20倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.18ポイント低下(全国第3位、全国0.84倍)

年 月	R1年12月	R2年1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.81	1.73	1.75	1.64	1.59	1.42
正社員有効求人倍率	1.48	1.35	1.33	1.27	1.20	1.12

(注)1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

2. 令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 2か月ぶりに判断変更(下方修正)

変更した月	変更した内容	判断方向
令和2年5月	求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	下方修正
令和2年3月	求人が求職を大幅に上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	下方修正
平成29年5月	改善が進んでいる	上方修正
平成28年9月	引き続き改善している	上方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、6,197人(前年同月比 33.0%減) 5か月連続で減少
増加した主な産業は、建設業
減少した主な産業は、サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業

年 月	R1年12月	R2年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	11.2	▲13.9	▲3.5	▲10.3	▲29.6	▲33.0

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,176人(前年同月比 18.8%減) 8か月連続で減少

年 月	R1年12月	R2年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲1.6	▲0.7	▲7.2	▲1.7	▲11.4	▲18.8

1. 労働市場

(1) 概況 有効求人倍率 1.42倍 (前月より0.17ポイント低下) 全国6位

5月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.42倍(全国6位)と前月より0.17ポイント低下した。平成23年8月以降、106か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、建設業等で増加し、サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業等で減少となり、全体で33.0%減と5か月連続で減少した。有効求人(原数値で前年同月比)は、25.9%減と5か月連続で減少した。

新規求職(原数値で前年同月比)は、18.8%減と8か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は、4.9%減と6か月連続で減少した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.43倍、丸亀1.14倍、坂出1.74倍、観音寺1.42倍、さぬき0.85倍、土庄1.32倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.12倍と0.18ポイント低下した。正社員の新規求人は23.2%減、非正社員の新規求人は41.3%減となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は52.6%と前年同月より6.7ポイント上昇した。

求人が求職を上回る状況は続いているものの、求人が減少しており、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とした。

○ 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年 1月	2月	3月	4月	5月
香川県	1.83	1.82	1.80	1.80	1.83	1.80	1.79	1.81	1.73	1.75	1.64	1.59	1.42
四国	1.59	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.56	1.56	1.51	1.48	1.42	1.33	1.25
全国	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.12倍 (前年同月を0.18ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.12倍となり、前年同月を0.18ポイント下回った。

5か月連続で前年同月を下回った(同水準の月を含む)。

項目	年 月	年 月			前年同月比、差 (%、ポイント)
		2年4月	2年5月	31年5月	
正社員新規求人数	(人)	3,271	3,261	4,245	▲23.2
正社員有効求人数	(人)	11,317	9,983	12,201	▲18.2
正社員就職件数	(件)	630	430	693	▲38.0
常用フルタイム有効求職者数	(人)	9,443	8,931	9,419	▲5.2
正社員有効求人倍率	(倍)	1.20	1.12	1.30	▲0.18
正社員充足率	(%)	19.3	13.2	16.3	▲3.1

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人動向

新規求人 6,197 人 (前年同月比 33.0%減少)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 33.0%減と 5 か月連続で減少した。産業別では、建設業(8.3%増)、製造業(28.3%減)、情報通信業(19.4%減)、運輸業、郵便業(40.8%減)、卸売業、小売業(50.5%減)、宿泊業、飲食サービス業(59.7%減)、生活関連サービス業、娯楽業(58.4%減)、医療、福祉(18.5%減)、サービス業(51.5%減)となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

(%)

産 業	元年 12 月	2 年 1 月	2 年 2 月	2 年 3 月	2 年 4 月	2 年 5 月
建設業	7.7	▲27.4	10.8	4.2	▲11.1	8.3
製造業	21.5	▲26.8	▲16.0	▲34.7	▲35.1	▲28.3
食料品	51.2	▲26.8	▲17.1	▲47.8	▲26.9	▲8.9
繊維工業	▲34.0	▲27.5	▲12.1	▲39.2	▲43.2	▲56.1
パルプ・紙加工品	▲31.5	▲15.0	▲29.5	74.2	▲60.4	▲25.7
印刷・同関連	2.1	▲26.2	3.0	▲31.8	▲21.6	▲38.6
プラスチック製品	25.0	▲36.0	▲25.6	▲47.6	▲34.9	▲50.0
金属製品	13.3	▲53.7	▲5.4	23.7	▲46.1	▲56.4
はん用機械器具	▲17.5	▲13.6	▲15.6	▲32.3	▲20.3	▲23.9
生産用機械器具	▲5.0	▲39.3	26.5	▲25.8	▲1.9	0.0
電子部品・デバイス・電子回路	▲58.8	▲6.3	10.0	▲75.0	▲63.2	▲100.0
電気機械器具	23.1	▲8.0	▲48.4	▲4.9	▲35.7	▲64.6
輸送用機械器具	▲8.9	▲40.1	▲5.0	▲37.4	▲49.4	▲45.7
情報通信業	0.0	▲9.0	▲22.9	▲12.5	▲67.7	▲19.4
運輸業、郵便業	25.5	▲24.6	▲19.1	▲6.9	▲27.3	▲40.8
卸売業、小売業	27.0	▲31.6	2.6	6.4	▲44.4	▲50.5
卸売業	65.4	▲38.0	▲17.7	47.8	▲41.4	▲49.5
小売業	11.4	▲28.3	13.4	▲7.8	▲45.8	▲51.0
宿泊業、飲食サービス業	▲6.1	▲17.7	▲0.5	▲21.7	▲31.3	▲59.7
生活関連サービス業、娯楽業	12.9	▲28.5	31.7	18.6	▲46.8	▲58.4
医療、福祉	8.3	7.7	6.3	▲0.4	▲21.5	▲18.5
医療業	8.8	2.6	25.0	▲2.9	▲37.8	▲22.8
社会保険・福祉・介護	8.2	11.1	▲5.5	1.7	▲10.8	▲14.8
サービス業(他に分類されないもの)	▲7.7	▲20.7	▲27.8	▲26.9	▲34.7	▲51.5
産 業 計	11.2	▲13.9	▲3.5	▲10.3	▲29.6	▲33.0

(注) パートタイムを含む全数。平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 県外に就労現場を持つ事業所から大量の求人提出があり、求人更新時期のズレのため、2 か月ぶり増加の要因となった。
- 製造業 新型コロナウイルスにより、直接的或いは間接的に影響を受け、求人数を減少させたケースが多くみられた。全体的にみて、小規模の減少が多数積み上がり、結果、大幅減となっている。
- 情報通信業 求人更新時期のズレによる小幅な増加や減少があり、結果、微減となった。
- 運輸業、郵便業 バス会社やタクシー会社で、新型コロナウイルス感染症の影響で利用客が激減し求人も減少となったケースが多くみられたほか、運送業者でも減少がみられ、5 か月連続で減少となった。
- 卸売業、小売業 卸売業、小売業とも、新型コロナウイルス感染症の影響で休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、求人を取り下げたケースが多くみられた。2 か月連続で減少となった。
- 宿泊業、飲食サービス業 前月に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用客が遠のき、休業に追い込まれた宿泊業者や飲食業者が多く、求人も大幅に減少した。
- 生活関連サービス業、娯楽業 冠婚葬祭業やゴルフ場、遊園地等、前年にまとまった数の求人を提出した事業所が、新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされ、求人も取消。これらにより、大幅減となった。
- 医療、福祉 新型コロナウイルスの影響下で、求人を控える施設があった。その他、求人充足を要因とする減少や求人更新時期のズレを要因とする減少も重なり、3 か月連続で減少となった。
- サービス業 警備業、建物サービス業、派遣業等で、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事量が減少し、求人数も減少したケースが多くみられ、結果、大幅減となった。

(4) 求職の動向

新規求職者数 3,176 人 (前年同月比 18.8%減少)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 18.8%減と 8 か月連続で減少した。
うち、一般求職者は 13.7%減と 6 か月連続で減少、パート求職者は 26.4%減と 2 か月連続で減少した。

○職業別常用有効求人倍率

(倍)

専門・技術的職業	2.02
事務的職業	0.49
販売の職業	2.31
サービスの職業	3.05
生産工程の職業	2.14
輸送・機械運転の職業	2.01
建設・採掘の職業	7.50
運搬・清掃・包装等の職業	0.89

(注) 1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時、季節を除きパートを含む常用の原数値。

2. 職業分類は平成 24 年 3 月から改定された。

※ 職業別の求人・求職の状況について詳しくは、香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 13.9%減と 6 か月連続で減少した。常用有効求職者は前年同月比 5.2%減と 6 か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移

(%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
常用 新規 求職	2年 1月	▲ 1.8	▲ 18.9	1.5	▲ 7.6	10.6	▲ 0.5	7.6
	2月	▲ 9.1	▲ 30.0	▲ 13.4	▲ 1.1	▲ 8.2	2.3	0.6
	3月	▲ 3.6	▲ 7.0	▲ 6.2	▲ 7.8	▲ 4.9	9.3	5.3
	4月	▲ 11.8	▲ 4.2	▲ 22.5	▲ 8.3	▲ 11.1	▲ 8.9	▲ 8.6
	5月	▲ 13.9	▲ 30.7	▲ 20.9	▲ 14.2	▲ 7.3	▲ 0.2	5.0
常用 有効 求職	2年 1月	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 3.3	▲ 5.2	7.2	▲ 5.4	▲ 9.0
	2月	▲ 3.6	▲ 17.5	▲ 5.2	▲ 3.6	4.2	▲ 1.7	▲ 4.8
	3月	▲ 3.7	▲ 15.8	▲ 6.0	▲ 3.4	2.2	▲ 0.5	▲ 5.0
	4月	▲ 4.0	▲ 8.6	▲ 10.9	▲ 3.4	1.5	▲ 0.3	▲ 5.0
	5月	▲ 5.2	▲ 9.3	▲ 13.2	▲ 5.5	1.2	▲ 0.5	▲ 1.2

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 21.9%減と 5 か月連続で減少、離職者は 6.9%減と 2 か月連続で減少した。うち事業主都合離職者は 22.7%増と 2 か月ぶりに増加、自己都合離職者は 13.6%減と 2 か月連続で減少した。無業者は 38.9%減と 3 か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比

(%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
計		▲ 13.9	▲ 30.7	▲ 20.9	▲ 14.2	▲ 7.3	▲ 0.2	5.0
求職理由	在職者	▲ 21.9	▲ 28.8	▲ 35.7	▲ 29.3	▲ 12.2	12.0	34.0
	離職者	▲ 6.9	▲ 14.3	▲ 12.0	▲ 4.5	▲ 4.2	▲ 3.7	▲ 0.9
	事業主都合	22.7	112.5	20.0	22.7	7.4	30.5	49.1
	自己都合	▲ 13.6	▲ 21.4	▲ 15.8	▲ 9.2	▲ 8.3	▲ 17.8	▲ 22.4
無業者		▲ 38.9	▲ 66.2	▲ 16.0	▲ 25.0	▲ 15.0	0.0	▲ 10.0

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(5) 就職の動向 就職件数 964 件 (前年同月比 36.6%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 36.6%減と 5 か月連続で減少した。うち一般は 37.5%減と 5 か月連続で減少、パートは 35.4%減と 2 か月連続で減少した。

パートを含む新規就職率は 30.4%で、前年同月を 8.5 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比 (％)

	全 数	一 般	パート		
			44 歳以下	45 歳以上	
2 年 1 月	▲7.2	▲14.5	▲12.5	▲17.4	5.0
2 月	▲10.7	▲8.9	▲12.5	▲3.7	▲13.5
3 月	▲8.2	▲15.1	▲18.2	▲10.8	2.2
4 月	▲15.0	▲13.1	▲16.9	▲7.4	▲17.6
5 月	▲36.6	▲37.5	▲36.8	▲38.4	▲35.4

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 3,081 人 (前年同月比 7.2%減少)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 7.2%減と 7 か月連続で減少した。

○年齢別受給者実人員 (人、％)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,081	▲7.2
29 歳以下	411	▲19.1
30～44 歳	874	▲7.3
45～59 歳	1,047	▲2.8
60 歳以上	749	▲5.5
44 歳以下	1,285	▲11.4
45 歳以上	1,796	▲4.0

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 26.8%増と 7 か月連続で増加した。

建設業は 3 か月連続で減少、製造業は 2 か月連続で減少、運輸、郵便業は 3 か月連続で増加、卸売・小売業は 3 か月連続で減少、宿泊業、飲食サービス業は 2 か月連続で増加、医療、福祉は 2 か月連続で減少、サービス業は 2 か月ぶりに減少した。

○産業別事業主都合解雇者 (人、％)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	322	26.8
建設業	7	▲66.7
製造業	31	▲40.4
運輸、郵便業	69	527.3
卸売、小売業	57	▲1.7
宿泊、飲食サービス業	70	366.7
医療、福祉	12	▲25.0
サービス業	11	▲77.6

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2020年6月10日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている。

すなわち、設備投資は高水準となっているが、先行き、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響から、大幅に減少した状態が続いている。住宅投資は弱めの動きとなっている。この間、公共投資は増加している。こうした中、企業の生産動向は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。労働需給をみると、求人面を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている。雇用者所得は弱めの動きもみられている。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。
 - 設備投資は、高水準となっているが、先行き、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。3月短観における設備投資（全産業）をみると、2019年度は、前年を上回る見込みとなっている。2020年度は、現時点では、前年を下回る計画となっている。
 - 個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響から、大幅に減少した状態が続いている。大型小売店の売上は、減少している。乗用車販売は、大幅に減少している。家電販売は、弱めの動きとなっている。
 - 主要観光地の入込客数（2～4月）は、大幅に減少した。
 - 住宅投資は、弱めの動きとなっている。
 - 公共投資は、増加している。
- 企業の生産動向は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。
 - 化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。電気機械は、高めの水準となっている。非鉄金属、食料品、プラスチック製品は、横ばい圏内の動きとなっている。輸送機械、金属製品は、弱めの動きとなっている。窯業・土石は、減少している。汎用・生産用機械は、一段と減少した状態となっている。
- 労働需給をみると、求人面を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている。雇用者所得は弱めの動きもみられている。
- 消費者物価（除く生鮮食品）は、0台半ばのマイナスとなっている。



香川県内経済概況








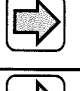

令和2年4月

財務省四国財務局

総括判断	・・・・・・・・	1
個人消費	・・・・・・・・	2
生産活動	・・・・・・・・	3
雇用情勢	・・・・・・・・	5
公共事業	・・・・・・・・	6
住宅建設	・・・・・・・・	6
設備投資	・・・・・・・・	7
企業倒産	・・・・・・・・	7
消費者物価	・・・・・・・・	7
県内地域経済に関する生の声	・・・・・・・・	8

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされた状況にある。

項目	前回（2年1月判断）	前回比較	今回（2年4月判断）	総括判断の要点
総括判断	緩やかに回復している		新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされた状況にある	個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、百貨店・スーパーが弱含んでいるほか、観光や旅行が低調となっていることから、全体としては弱含んでいる。生産活動は、輸送機械で回復の動きに一服感がみられ、窯業・土石で持ち直しに向けた動きに一服感がみられるほか、化学は足踏みの状況にあることから、全体としては、足踏みの状況にある。雇用情勢は、改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる。

項目	前回（2年1月判断）	前回比較	今回（2年4月判断）
個人消費	回復しつつある		新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる
生産活動	一部に弱い動きがみられるものの、回復しつつある		足踏みの状況にある
雇用情勢	改善しており、人手不足感が続いている		改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる
公共事業	前年度並みとなっている		前年度を上回っている
住宅建設	前年を下回っている		前年を下回っている
設備投資	元年度は前年度を上回る見込み		元年度は前年度を上回る見込み

（注）2年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる

百貨店・スーパーは、飲食料品が堅調であるものの、衣料品や身の回り品が低調となっていることから、全体としては弱含んでいる。

コンビニエンスストアは、来店客数が減少しているものの、デザートや冷凍食品等に動きがみられることから、全体としては底堅いものとなっている。

ドラッグストア販売は、新規出店効果に加え、マスク等の衛生用品や飲食料品に動きがみられることから、前年を上回っている。

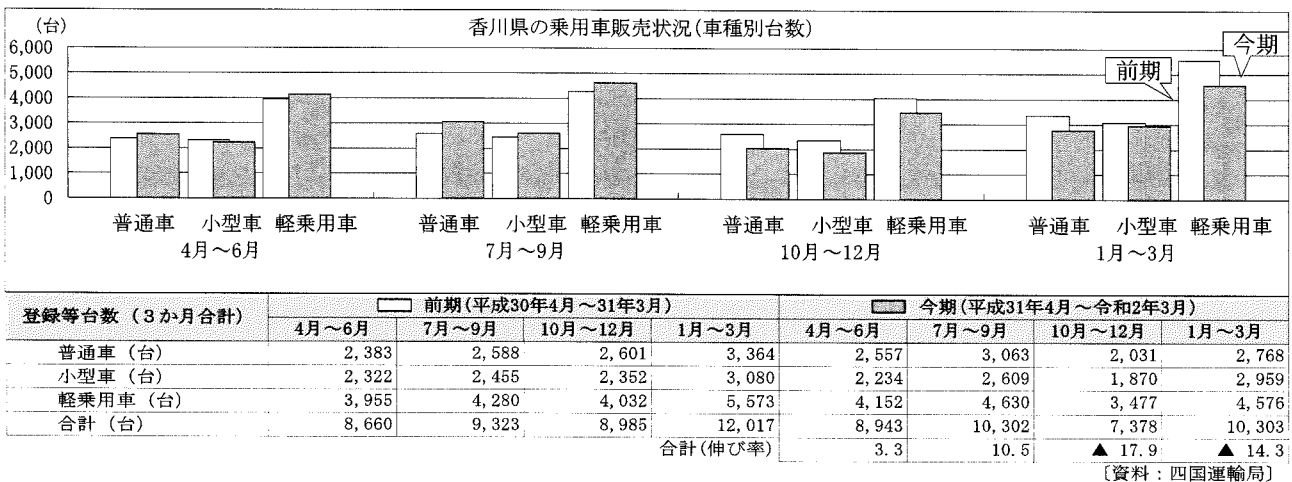
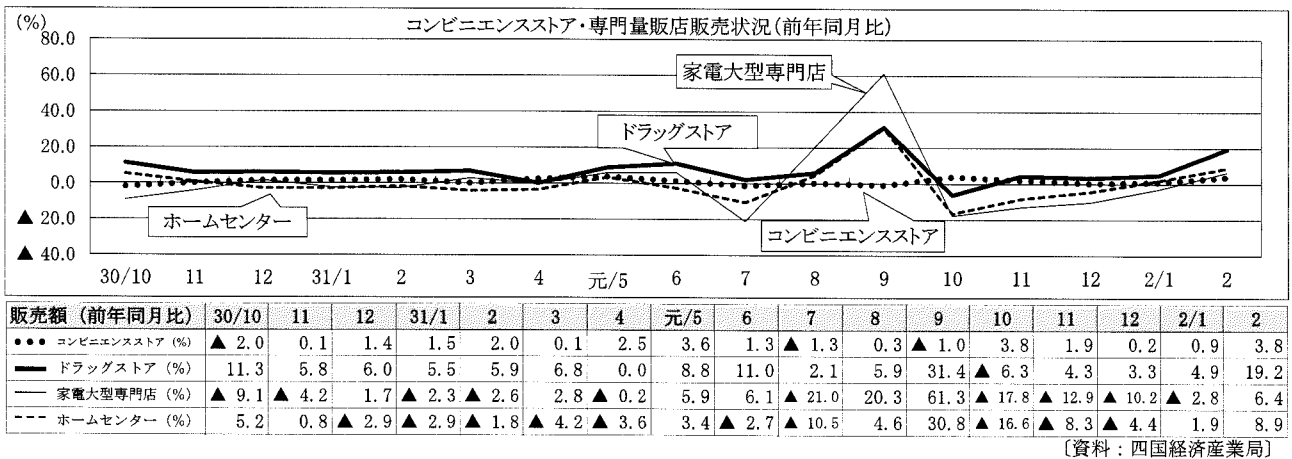
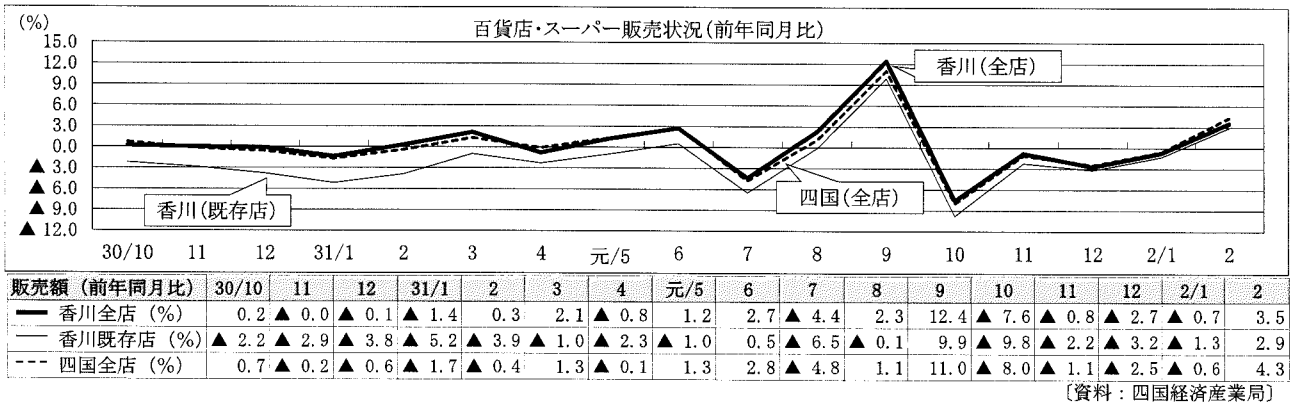
家電販売は、エアコン等の動きが鈍いことから、前年を下回っている。

ホームセンター販売は、マスク等の衛生用品や園芸用品に動きがみられることから、前年を上回っている。

乗用車販売は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれにおいても前年を下回っている。

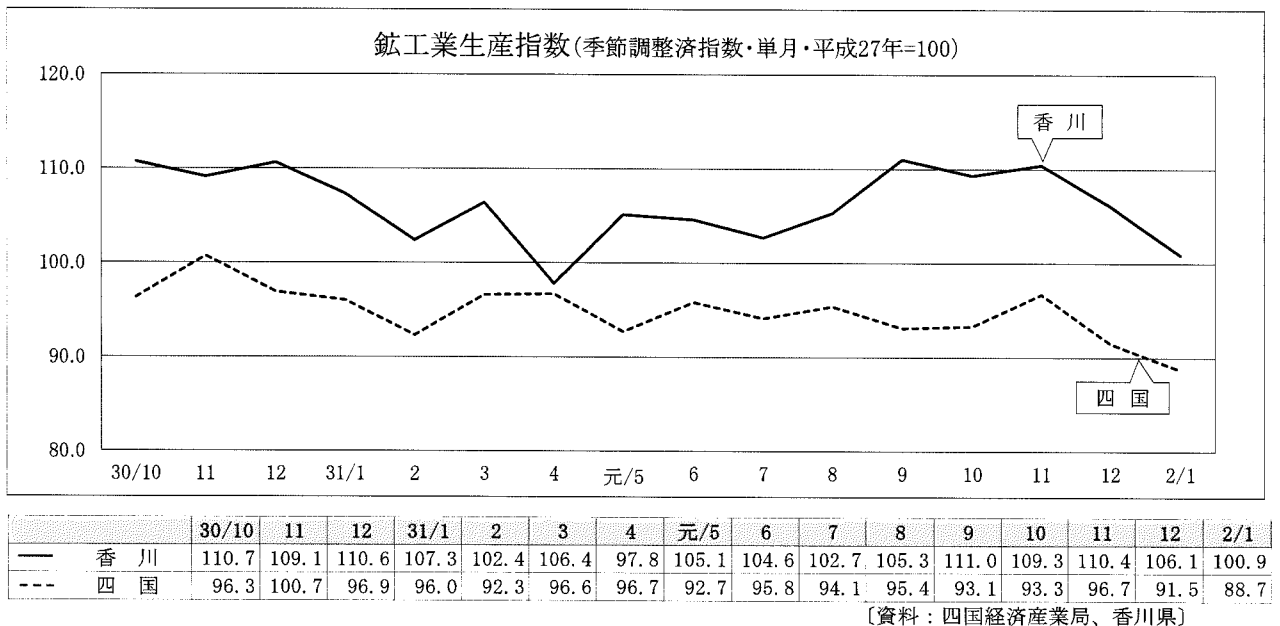
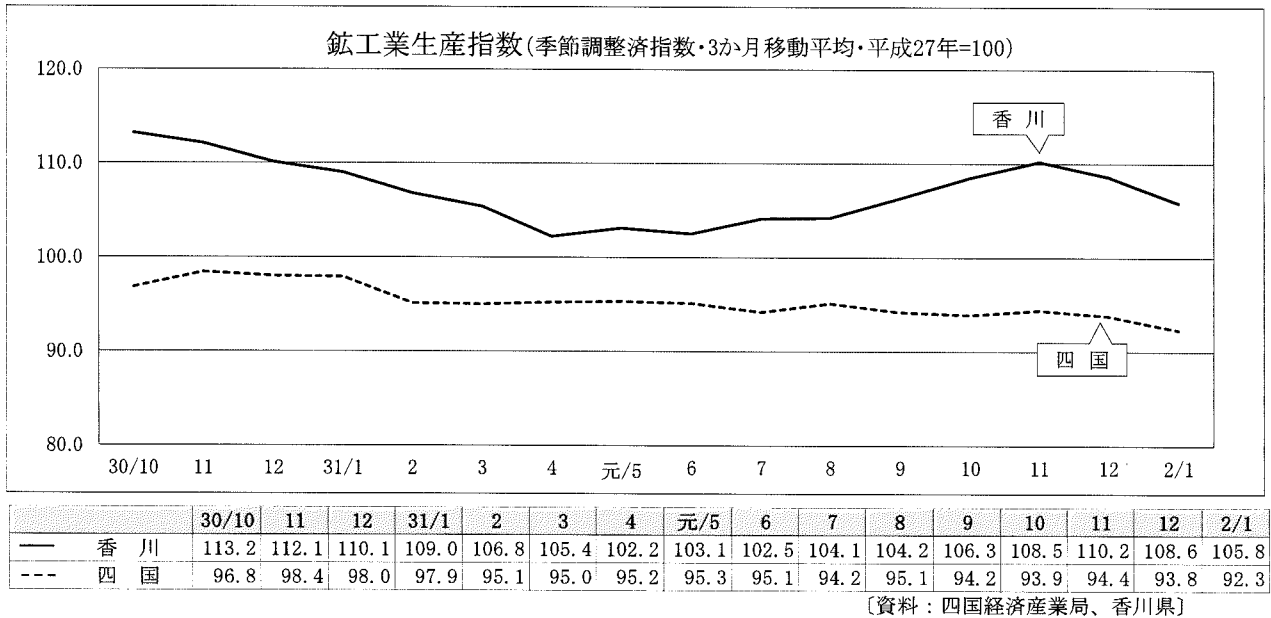
観光は、新型コロナウイルス感染症の影響により、低調となっている。

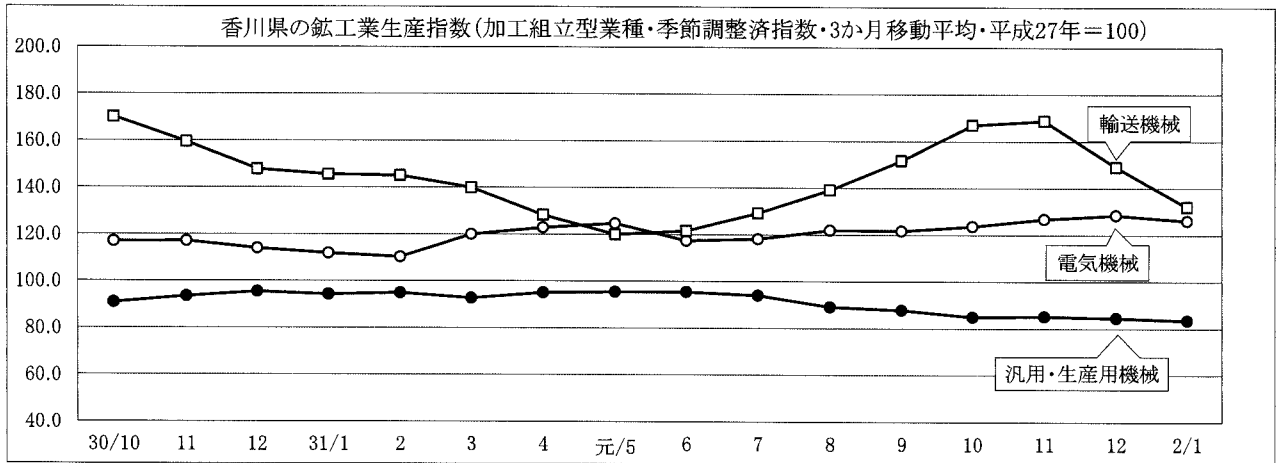
国内旅行、海外旅行ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、低調となっている。



生産活動 足踏みの状況にある

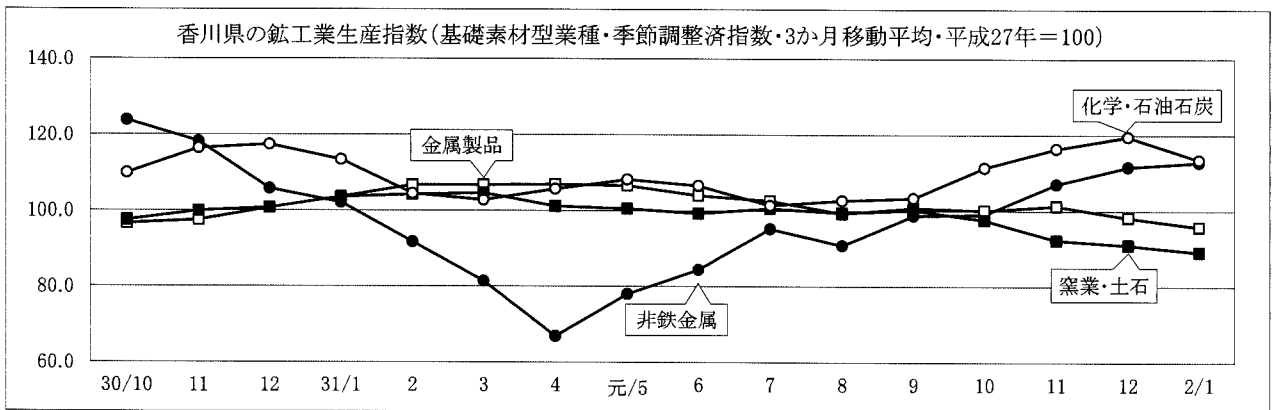
輸送機械は、高操業が続いているものの、新規受注は厳しい状況にあり、回復の動きに一服感がみられる。窯業・土石は、需要に落ち着きがみられることから、持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。化学は、需要に落ち着きがみられることから、足踏みの状況にある。こうしたことから、全体では足踏みの状況にある。





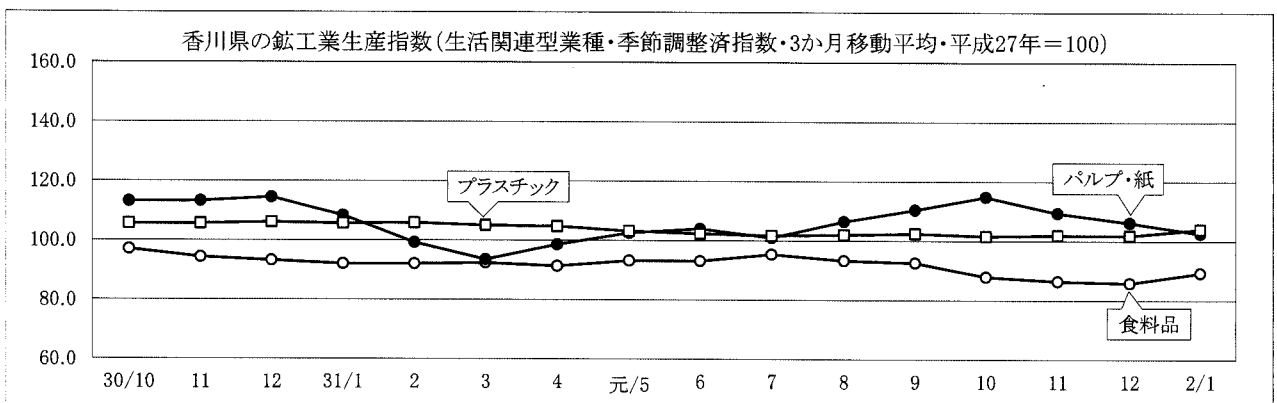
	30/10	11	12	31/1	2	3	4	元/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1
○ 電気機械	116.9	117.1	113.9	111.9	110.3	120.0	122.8	124.7	117.4	118.1	122.0	121.7	123.7	126.8	128.5	126.1
● 汎用・生産用機械	90.8	93.5	95.4	94.3	94.9	92.7	95.0	95.4	95.4	94.0	89.2	87.8	84.9	85.2	84.6	83.5
□ 輸送機械	170.1	159.4	147.8	145.5	145.0	139.9	128.2	120.0	121.6	129.2	139.1	151.7	166.9	168.8	149.1	132.0

[資料：香川県]



	30/10	11	12	31/1	2	3	4	元/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1
○ 化学・石油石炭	109.9	116.4	117.4	113.4	104.5	102.8	105.7	108.2	106.6	101.4	102.7	103.3	111.4	116.4	119.6	113.5
● 非鉄金属	123.8	118.2	105.8	102.1	91.7	81.4	66.9	78.0	84.4	95.2	90.8	98.7	99.0	107.1	111.6	112.8
□ 金属製品	96.6	97.5	100.7	103.6	106.7	106.7	106.9	106.6	104.0	102.6	99.3	100.7	100.1	101.3	98.2	95.8
■ 窯業・土石	97.5	99.9	100.7	103.6	104.2	104.6	101.1	100.5	99.3	100.6	99.4	100.2	97.6	92.3	91.0	89.1

[資料：香川県]



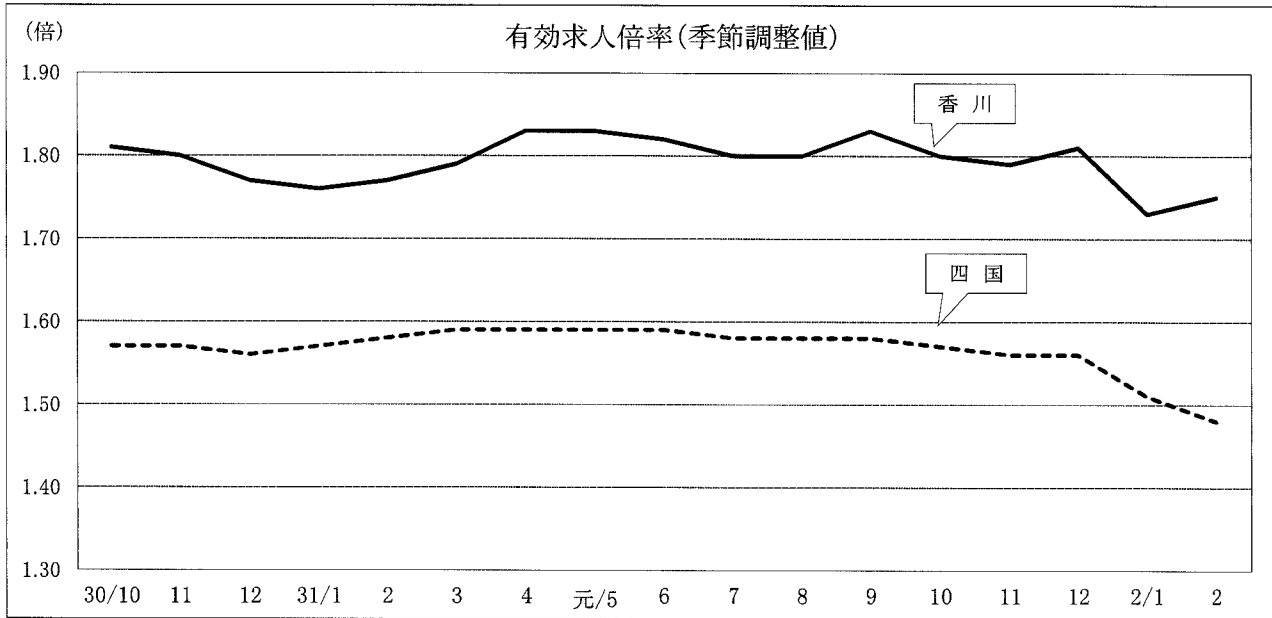
	30/10	11	12	31/1	2	3	4	元/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1
○ 食料品	97.0	94.3	93.2	92.0	92.0	92.3	91.3	93.2	93.1	95.3	93.3	92.5	87.9	86.4	85.8	89.2
● パルプ・紙	113.1	113.2	114.4	108.3	99.2	93.5	98.6	102.5	104.0	100.9	106.5	110.4	114.8	109.4	106.1	102.5
□ プラスチック	105.6	105.6	106.0	105.6	105.8	105.0	104.7	103.1	102.3	101.7	102.0	102.4	101.6	101.9	101.8	104.0

[資料：香川県]

雇用情勢

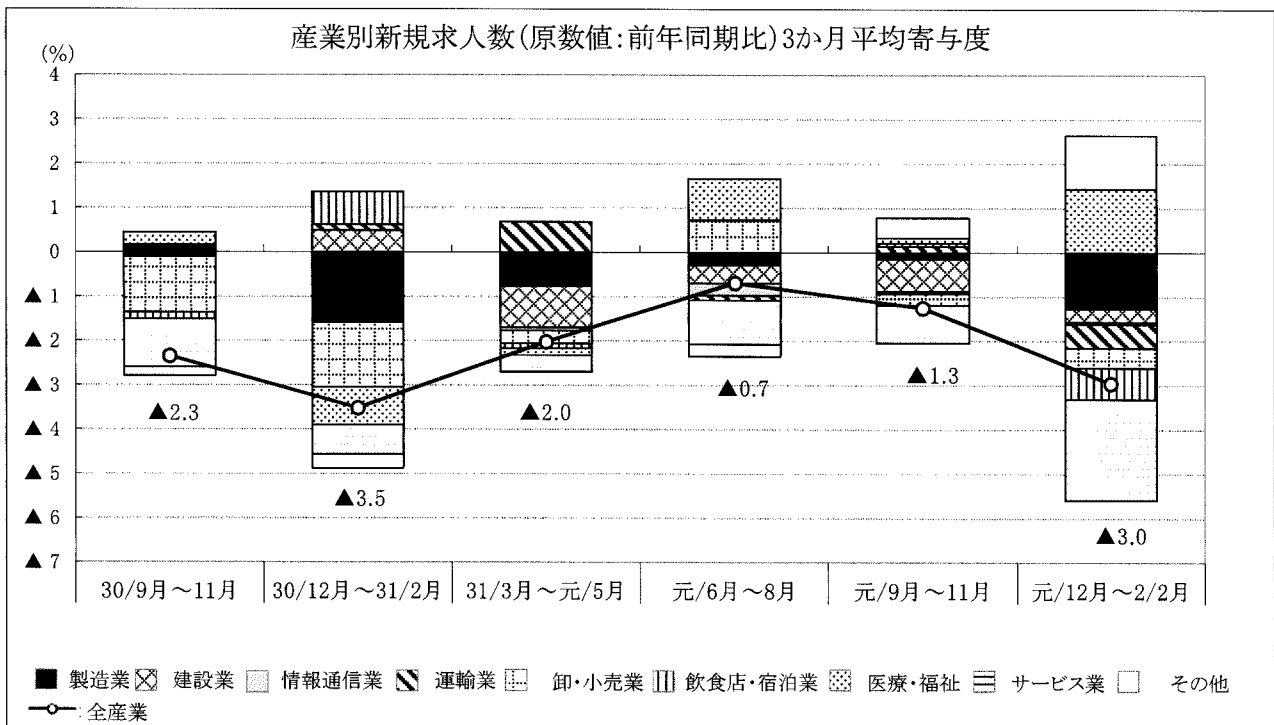
改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる

有効求人倍率は、このところ低下している。
新規求人数は、サービス業や製造業等が減少するなど、前年を下回っている。



季節調整値	30/10	11	12	31/1	2	3	4	元/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1	2
— 香川 (倍)	1.81	1.80	1.77	1.76	1.77	1.79	1.83	1.83	1.82	1.80	1.80	1.83	1.80	1.79	1.81	1.73	1.75
--- 四国 (倍)	1.57	1.57	1.56	1.57	1.58	1.59	1.59	1.59	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.56	1.56	1.51	1.48

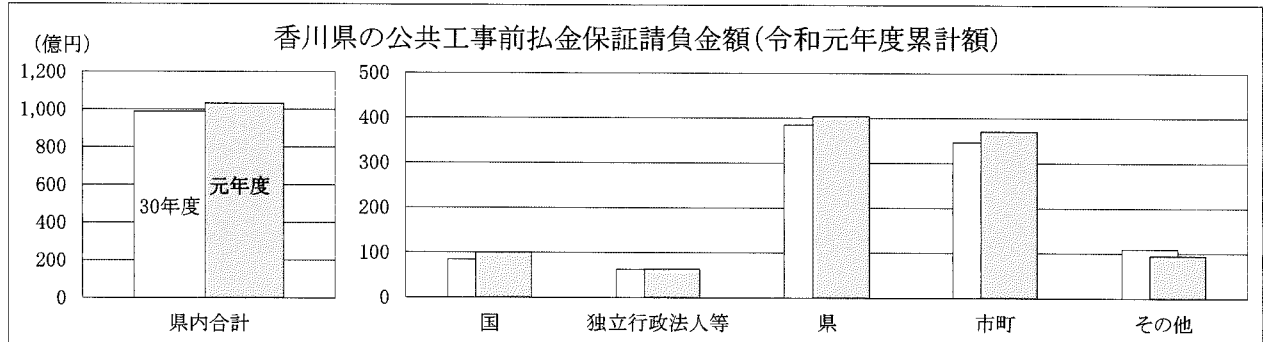
[資料：厚生労働省]



[資料：厚生労働省]

公共事業 前年度を上回っている

前払金保証請負金額（令和元年度累計額）で見ると、県内合計は前年度を上回っている。発注者別にみると、国、独立行政法人等、県及び市町で前年度を上回っている。



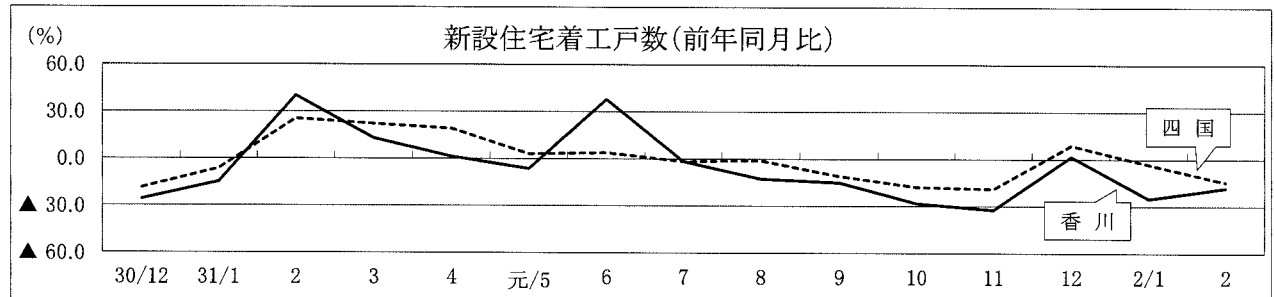
(金額単位：百万円)

	県内合計	国	独立行政法人等	県	市町	その他
□ 平成30年度	98,850	8,482	6,243	38,527	34,615	10,980
■ 令和元年度	103,305	9,968	6,394	40,422	37,041	9,477
対前年度比	4.5%	17.5%	2.4%	4.9%	7.0%	▲13.7%

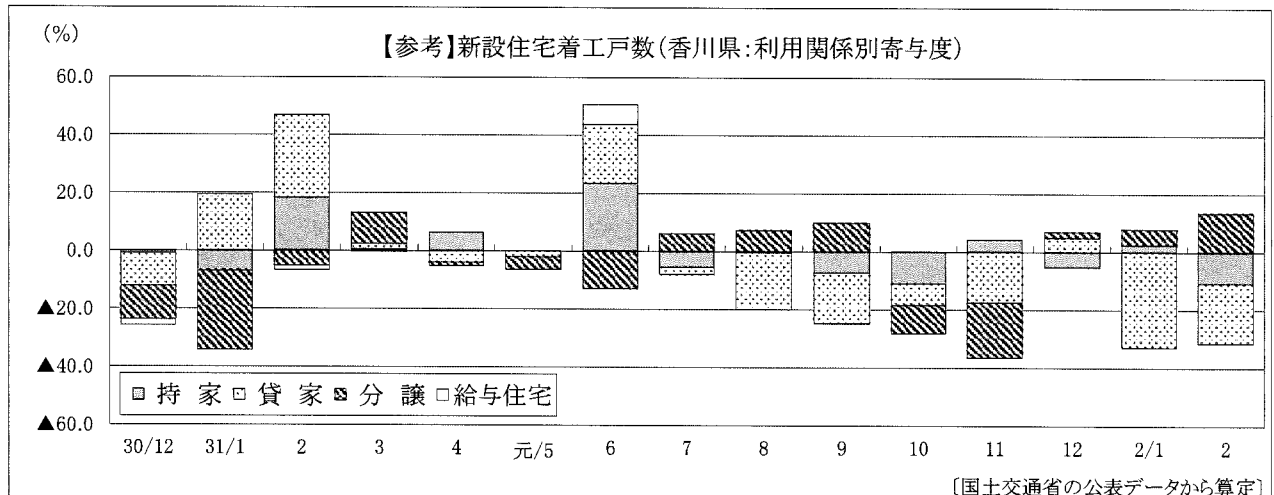
[資料：西日本建設業保証（株）等]

住宅建設 前年を下回っている

新設住宅着工戸数で見ると、分譲で前年を上回っているものの、持家及び貸家で前年を下回っており、全体としても前年を下回っている。

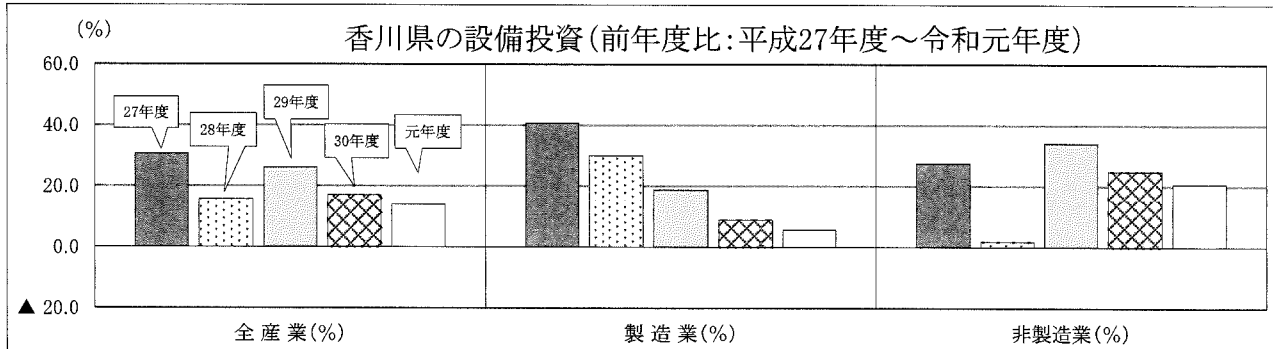


[資料：国土交通省]



設備投資 元年度は前年度を上回る見込み

法人企業景気予測調査結果（2年1～3月期）でみると、元年度は全産業で前年度を上回る見込みとなっている。

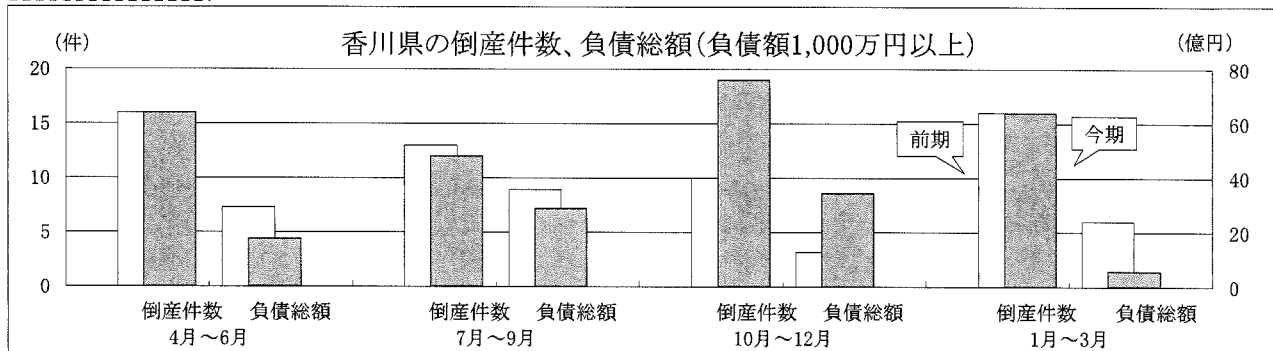


投資額(前年度比)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度見込み
全産業(%)	30.6	15.6	26.1	17.0	14.1
製造業(%)	40.7	30.0	18.7	8.9	5.6
非製造業(%)	27.5	1.8	34.0	24.9	20.6

※平成27年度は平成28年1～3月期、平成28年度は平成29年1～3月期、平成29年度は平成30年1～3月期、平成30年度は平成31年1～3月期、令和元年度見込みは令和2年1～3月期の調査結果
 ※ソフトウェア含む、土地除く

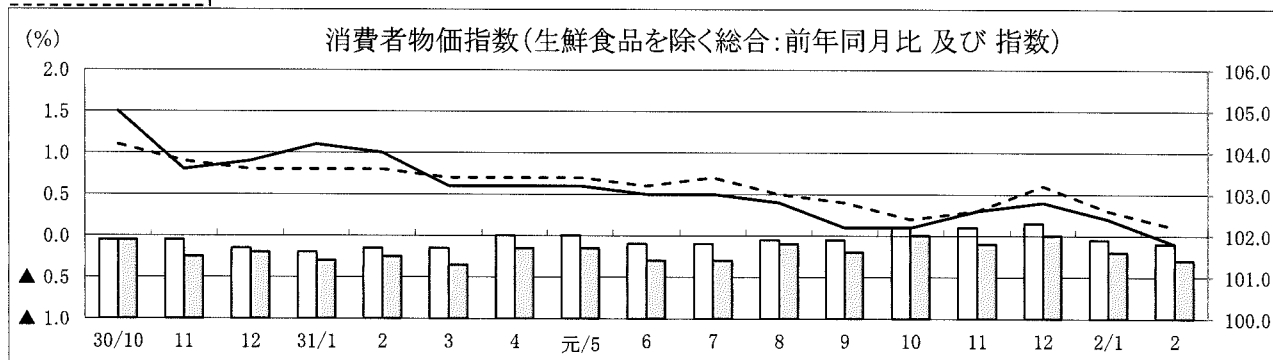
〔資料：四国財務局〕

企業倒産 件数は前年並みとなっているものの、負債総額は前年を下回っている



〔資料：東京商工リサーチ〕

消費者物価 足下では前年を下回っている



物価指数	30/10	11	12	31/1	2	3	4	元/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1	2
高松市	101.9	101.5	101.6	101.4	101.5	101.3	101.7	101.7	101.4	101.4	101.8	101.6	102.0	101.8	102.0	101.6	101.4
四国	101.9	101.9	101.7	101.6	101.7	101.7	102.0	102.0	101.8	101.8	101.9	101.9	102.2	102.2	102.3	101.9	101.8

〔資料：総務省〕

県内地域経済に関する生の声

個人消費

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、冷凍食品やレトルト食品等のストック需要が伸びているものの、卒業式の中止などもあり、フォーマル関連を中心とした衣料品等は低調となっている。
【百貨店・スーパー】
- 新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛から、行楽需要等が振るわず、来店客数が減少している。
【コンビニエンスストア】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク等の衛生用品が品薄状態となっている。安定供給の目途が立たないため、個数制限を設けるなどの対応策を実施している。
【ドラッグストア】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を自粛していることから日本人観光客が減少しているほか、国際線の運休により外国人観光客も大幅に減少している。
【観光施設】

生産活動

- 高操業を継続しているが、新規受注は価格競争から厳しい状況となっている。
【輸送機械】
- オリンピック需要が落ち着いたことから、生産量は減少している。
【窯業・土石】
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより需要が減少したことから、生産調整のためラインを停止した。
【化学】

雇用情勢

- 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント中止により、前年に提出のあった派遣の求人が提出されていない。
【労働局】

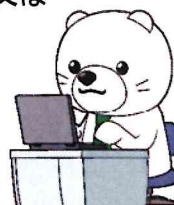
※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の
確報化、誤計数の判明等により、過去に遡っ
て訂正される場合があります。

■お問い合わせは

TEL (087) 811-7780
財務広報相談室(内線260)又は
経済調査課(内線250)へ

FAX (087) 823-2077

ホームページアドレス
<http://shikoku.mof.go.jp/>



しこくマ

(本件に関する照会先)
日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2020年6月10日
日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている。

すなわち、設備投資は高水準となっているが、先行き、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響から、大幅に減少した状態が続いている。住宅投資は弱めの動きとなっている。この間、公共投資は増加している。こうした中、企業の生産動向は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。労働需給をみると、求人面を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている。雇用者所得は弱めの動きもみられている。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、高水準となっているが、先行き、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2019年度は、前年を上回る見込みとなっている。2020年度は、現時点では、前年を下回る計画となっている。

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響から、大幅に減少した状態が続いている。

大型小売店の売上は、減少している。

乗用車販売は、大幅に減少している。

家電販売は、弱めの動きとなっている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、大幅に減少した。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、増加している。

- 企業の生産動向は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。電気機械は、高めの水準となっている。非鉄金属、食料品、プラスチック製品は、横ばい圏内の動きとなっている。輸送機械、金属製品は、弱めの動きとなっている。窯業・土石は、減少している。汎用・生産用機械は、一段と減少した状態となっている。

- 労働需給をみると、求人面を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている。雇用者所得は弱めの動きもみられている。
- 消費者物価（除く生鮮食品）は、0%台半ばのマイナスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が幾分縮小した。

貸出約定平均金利は、前月比上昇した（県内国内銀行ベース、4月末0.930%〈前月末0.929%〉）。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が拡大した。
- 倒産（5月）は、件数、負債総額ともに前年を下回った。信用保証協会の代位弁済は、低水準となっている。

以 上

	個人消費関連									
	百貨店・スーパー販売額 全店ベース(前年比:%)			乗用車新車登録台数 (前年比:%)			軽自動車新車届出台数 (前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2017年*	-1.5	4.6	0.0	-0.6	-1.5	-0.4	5.0	6.0	8.7	
2018年*	0.9	3.8	0.0	0.9	-0.8	-0.6	5.1	4.8	2.2	
2019年*	0.1	1.2	-1.1	-5.0	-2.4	-5.0	-5.6	1.2	-3.1	
19/	5	1.2	3.2	-0.2	6.0	15.3	5.2	7.8	14.4	8.6
	6	2.7	2.7	-0.3	-6.8	10.2	-1.8	6.3	3.6	-3.2
	7	-4.4	-3.8	-4.4	1.4	18.4	5.3	-5.1	8.6	-2.1
	8	2.3	2.2	0.9	3.5	13.2	0.8	13.4	8.3	13.0
	9	12.4	8.1	10.5	30.5	20.0	13.3	16.3	27.8	14.1
	10	-7.6	-4.5	-8.1	-29.5	-30.7	-27.5	-21.1	-20.1	-20.4
	11	-0.8	0.1	-2.0	-16.7	-20.0	-14.5	-7.4	-7.1	-5.6
	12	-2.7	-0.4	-2.8	-17.6	-16.9	-9.5	-12.7	-7.2	-14.4
20/	1	-0.7	0.7	-1.6	-13.6	-11.8	-11.5	-16.5	-12.9	-13.1
	2	3.5	8.2	0.3	-11.5	-14.7	-10.7	-23.9	-3.9	-8.2
	3	-2.7	-2.3	-8.8	-9.3	-11.1	-9.9	-13.3	1.2	-6.8
	4	p-9.3	p-8.5	p-18.6	-21.4	-31.5	-27.5	-31.6	-36.0	-35.4
	5						-41.8			p-55.9
出所	経済産業省			日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会・四国運輸局						

	物価指数			雇用関連									
	消費者物価〈生鮮食品を除く総合〉 (前年比:%)			所定外労働時間指数** (前年比:%)			常用雇用指数** (前年比:%)			有効求人倍率*** (季調済) (倍)			
	高松市	徳島市	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2017年	0.4	0.5	0.5	-0.6	-2.0	1.1	1.6	-0.2	2.5	1.73	1.40	1.50	
2018年	0.9	1.0	0.9	9.0	9.3	-1.5	0.8	1.9	1.1	1.79	1.45	1.61	
2019年	0.5	0.6	0.6	-7.2	-17.3	-1.9	1.3	-1.4	2.0	1.80	1.50	1.60	
19/	4	0.6	1.0	0.9	-1.7	-11.3	-1.8	1.9	-1.4	1.8	1.83	1.53	1.63
	5	0.6	1.1	0.8	-6.0	-6.8	-2.9	1.2	-1.3	1.6	1.83	1.52	1.62
	6	0.5	1.0	0.6	-3.4	-17.4	-2.7	2.1	-1.6	1.8	1.82	1.51	1.61
	7	0.5	0.8	0.6	-9.9	-21.0	-0.9	2.6	-2.3	2.0	1.80	1.50	1.59
	8	0.4	0.6	0.5	-13.5	-24.3	-2.0	1.8	-2.0	1.9	1.80	1.51	1.59
	9	0.1	0.4	0.3	-8.0	-20.7	0.0	1.8	-1.8	2.2	1.83	1.48	1.58
	10	0.1	0.2	0.4	-12.3	-21.6	-1.8	2.1	-1.9	2.2	1.80	1.46	1.58
	11	0.3	0.2	0.5	-11.6	-20.3	-2.7	2.5	-1.1	2.3	1.79	1.45	1.57
	12	0.4	0.4	0.7	-10.2	-23.0	-2.7	2.0	1.1	2.1	1.81	1.45	1.57
20/	1	0.2	0.6	0.8	-10.3	-6.3	-1.9	1.3	2.5	1.9	1.73	1.39	1.49
	2	-0.1	0.5	0.6	-14.1	-6.3	-3.8	1.0	2.4	1.9	1.75	1.35	1.45
	3	0.1	0.0	0.4	-18.8	-19.2	-6.5	0.7	0.4	1.9	1.64	1.32	1.39
	4	-0.6	-0.3	-0.2			p-18.9			p 1.5	1.59	1.20	1.32
出所	総務省			厚生労働省・香川県・徳島県									

(注) p…速報値

*…百貨店・スーパー販売額は前年比、乗用車新車登録台数および軽自動車新車届出台数は前年度比。

**…事業所規模5人以上、調査産業計。

***…年計数は原計数。

		鉱工業生産指数						
		(左：季調済前月比・右：原指数前年比：%)						
		香 川		徳 島		全 国		
2017年*		n. a.	1.5	n. a.	0.6	n. a.	3.1	
2018年*		n. a.	7.9	n. a.	3.7	n. a.	1.1	
2019年*		n. a.	-4.7			n. a.	-3.0	
19/	4	-8.1	-10.6	0.6	5.6	-0.1	-0.7	
	5	7.5	-8.1	2.6	5.9	1.5	-1.9	
	6	-0.5	-6.8	-11.2	-2.8	-2.6	-3.9	
	7	-1.8	-4.4	2.9	1.4	0.7	0.8	
	8	2.5	-8.8	-9.0	-10.5	-1.7	-5.5	
	9	5.4	-3.3	-5.5	-16.7	1.9	1.2	
	10	-1.5	-2.4	13.3	-13.0	-4.0	-8.2	
	11	1.0	-0.4	-4.8	-11.7	-0.6	-8.5	
	12	-3.9	-1.4	0.0	-9.4	0.2	-3.7	
	20/	1	-4.9	-5.9	-4.2	-6.3	1.9	-2.4
		2	-2.4	-6.0	7.8	-8.5	-0.3	-5.7
		3	p 9.0	p 2.5	p 3.8	p-6.1	-3.7	-5.2
4						p-9.1	p-14.4	
出 所	経済産業省・香川県・徳島県							

		建 設 関 連						
		公共工事請負額			新設住宅着工戸数			
		(前年比：%)			(前年比：%)			
		香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2017年*		-19.1	-3.5	-4.3	2.4	7.8	-0.3	
2018年*		-4.8	-5.6	1.1	-16.3	-10.8	-2.3	
2019年*		4.5	15.7	6.8	-3.9	-4.9	-4.0	
19/	4	-5.9	15.7	2.5	1.4	65.9	-5.7	
	5	-60.8	29.7	10.5	-6.3	18.8	-8.7	
	6	30.8	30.0	1.0	37.9	-14.7	0.3	
	7	16.9	-2.1	28.5	-1.7	-14.1	-4.1	
	8	-19.5	11.0	2.2	-12.7	-42.1	-7.1	
	9	-2.1	-2.3	4.6	-14.9	-17.3	-4.9	
	10	48.6	24.5	5.1	-28.2	-23.2	-7.4	
	11	18.7	1.6	11.3	-32.3	-15.3	-12.7	
	12	28.9	15.0	-3.6	1.7	4.8	-7.9	
	20/	1	25.7	58.5	9.6	-25.0	-2.3	-10.1
		2	67.3	12.3	-5.4	-18.1	-4.2	-12.3
		3	7.8	44.9	12.9	-22.3	-13.6	-7.6
4		-21.7	41.8	3.2	-12.7	-25.7	-12.9	
出 所	西日本建設業保証(株)			国土交通省				

(注) p・・・速報値

*・・・鉱工業生産指数、新設住宅着工戸数は前年比、公共工事請負額は前年度比。

	金 融					
	実質預金 * (月末残高) (前年比: %)			貸出金 * (月末残高) (前年比: %)		
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国
2017年	2.5	3.1	3.8	2.7	4.2	2.6
2018年	0.4	-0.2	2.0	1.2	3.4	2.7
2019年	2.3	3.1	2.4	3.6	3.4	1.7
19/ 4	0.6	0.5	1.1	1.3	2.7	2.8
5	-0.0	1.7	1.2	0.9	3.0	2.5
6	0.6	1.5	1.1	0.7	2.8	2.2
7	1.2	1.9	2.0	1.7	3.3	2.1
8	1.0	2.2	2.0	1.7	3.8	2.1
9	1.0	1.9	2.0	2.0	3.0	1.8
10	1.1	2.5	2.6	1.7	3.7	2.0
11	1.8	3.3	2.6	2.7	4.0	1.9
12	2.3	3.1	2.4	3.6	3.4	1.7
20/ 1	1.7	3.6	2.9	2.0	3.6	2.0
2	2.3	3.4	3.0	2.0	4.3	2.1
3	1.7	1.9	2.7	1.6	2.5	1.9
4	2.5	2.5		1.5	3.1	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	日本銀行高松支店		日本銀行

	金 融			企業倒産件数		
	貸出約定平均金利** (総合、ストックベース、%)			(前年比: %)		
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国
2017年	1.064	1.455	0.946	-10.0	6.2	-0.4
2018年	1.002	1.344	0.901	36.1	-2.9	-2.0
2019年	0.938	1.252	0.861	28.5	30.3	1.7
19/ 5	0.962	1.303	0.886	25.0	2.0倍	-9.3
6	0.969	1.292	0.882	80.0	2.0倍	6.3
7	0.962	1.282	0.879	16.6	-50.0	14.2
8	0.959	1.279	0.877	-50.0	2.0倍	-2.3
9	0.956	1.277	0.871	-20.0	5.0倍	13.0
10	0.952	1.270	0.871	2.0倍	-50.0	6.8
11	0.943	1.265	0.868	25.0	50.0	1.2
12	0.938	1.252	0.861	4.0倍	25.0	13.1
20/ 1	0.936	1.248	0.858	0.0	-20.0	16.0
2	0.933	1.241	0.857	75.0	-33.3	10.7
3	0.929	1.239	0.850	-33.3	3.6倍	11.7
4	0.930	1.229		2.0倍	-37.5	15.1
5				-20.0	0.0	-54.8
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	(株)東京商工リサーチ		

(注) * 実質預金・貸出金

- 香川・徳島…国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の県内店舗の合計額。
全国…国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の合計額。
全国は、日本銀行「預金・現金・貸出金」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp/>>掲載)より当店算出。
- 銀行勘定。特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

** 貸出約定平均金利(総合、ストックベース)

- 国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗における貸出金利を貸出金残高(末残)で加重平均したもの。
- 貸出金利、貸出金残高(末残)は、原則として、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 全国は、日本銀行「貸出約定平均金利」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp/>>掲載)の国内銀行の計数。
詳しくは、「貸出約定平均金利」の注釈をご参照ください。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。



2020年 6月 8日

香川労働局長 本間 之輝 様

全国労働組合総連合四国地区協議会
議長 岩部 乃之

四国の最低賃金の大幅引上げと地域間格差の是正、 コロナ不況下の労働者保護の拡充を求める要請

労働者の権利と暮らし・雇用・労働環境を守るため、日々ご尽力されていることに敬意を表します。

【要請の趣旨】

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、全国加重平均が時給901円になり、最も高い東京は時給1,013円になりましたが、四国は（徳島793円、香川818円、愛媛790円、高知790円）全国最低水準のままであり、これでは毎日フルタイムで働いても月11万～12万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”を維持できない。と言わざるを得ません。

しかも、時間額で200円以上に広がった地域間格差により、労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化を加速させ、地域経済の疲弊を招いています。

また、コロナウイルスによる経済活動の停滞が、労働者の雇用と収入を不安定化させ、地域経済の更なる不安材料になっています。

いま、地域経済を再生させるうえで、労働者の雇用と収入を安定化させるコロナ対策が緊急に必要です。また、最低賃金を全国一律に是正し、抜本的に引上げることが、必要不可欠な経済対策となります。

全国労働組合総連合が行った「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域毎にほとんど差が認められず、20歳代単身の月額生計費は22万円～24万円（税込み）必要との結果になり、月平均労働時間（150時間）で換算すると時給1500円前後が必要となります。

日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの諸外国が全国一律制になっていることも注視し、日本もそうすべきです。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げを押しつけないよう発注企業に指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することも必要です。

最低賃金を引上げることで中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引上げることができます。労働者・国民の生活水準を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の経営も改善され、地域循環型の経済が確立されます。

労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきも

のでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

最低賃金を大幅に引き上げ、地域間格差も無くして、疲弊する地域経済の回復に向けた貴局の特段の尽力をお願いします、下記のとおり要請するものです。

記

【最低賃金改善に関する要請事項】

1. 全国一律最賃制度の導入をすみやかに行い、時給1000円以上に引き上げるとともに、1500円を目指したロードマップを作成すること。
2. 鳥取地方最低賃金審議会の運営にならい、地方最低賃金審議会の専門部会を全面公開すること。専門部会の審議内容および審議の経過を公開の本審で報告し、答申内容を決定すること。
3. 最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金引き上げによる地域経済の波及効果の試算を行い、検討対象の指標に加えること。
4. 中小企業や零細事業所に対して、最低賃金引き上げを保障できる社会保険料の減免や賃上げ助成を行うこと。
5. 各地方最低賃金審議会委員の任命にあたって、立候補者を推薦する各労働団体を公平・公正に扱うこと。労働局長は任命基準を明らかにすること。
6. 若者が地元に着定できるよう、「良質な雇用」創出を人口減少対策として県と連携して取り組むとともに、「良質な雇用」の目標とする賃金水準などの指標を明確にすること。

【コロナ対策の追加措置に関する要請事項】

1. 休業手当の給付について、法令順守はもとより、雇用調整助成金を活用して100%給付できるようにすることを、業界団体に指導すること。
2. 柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤など）を理由にした労働者の収入を低下させる措置等を実施しないよう、関係団体に指導すること。
3. 雇用調整助成金の支給要件・訴求期間・支給期間などを緩和し、労働者の収入を維持できるように制度に改善すること。
4. コロナ対策を理由にした労働時間制度（変形労働時間制、36協定の特別条項など）や賃金低下を招くような制度の緩和措置は、限定的なものであっても行わず、労働者の労働条

件を悪化させないこと。

5. コロナ関連の労働者への風評被害を発生させない取り組みと、風評被害を受けた労働者の救済措置の取り組みを早急に行うこと。

6. 労働者の就業時間中のコロナ感染防止対策の徹底を業界団体に指導すること。

特に、医療・介護・福祉関連事業所や、不特定多数との3密が避けられない事業所については、すべて厚労省が示している感染症対策の各種ガイドライン・マニュアルに沿って対策を実施しているか監督検査し、不十分な事業所には早急に改善措置を指導すること。

また、感染防止器具等による対策基準と、対策実施のための補助金制度を早急に創設し、感染防止対策の徹底を促進すること。

以 上